

むつ市議会第224回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成27年6月15日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 濱田 栄子 議員

（2）9番 東 健而 議員

（3）6番 目時 睦男 議員

（4）16番 半田 義秋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 長	花 山 俊 春
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	柳 谷 孝 志
保 健 福 祉 部 長	畑 中 秀 樹	経 済 部 長	高 橋 聖
経 理 政 推 進 部 事 策 監	二 本 柳 茂	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 所 大 管 理 課 舎 長	坂 井 隆
脇 野 所 舎 長	白 尾 芳 春	会 管 総 政 理 出 納 室 計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹

務部進長
 策推室
 報
 務課
 社福
 の寿
 庁建
 舎設長
 部市課幹
 務部課査
 務課
 財務
 保福介課老憩福所
 大産課
 建都政主
 總政總主

松 谷 勇
 吉 田 真
 千 代 谷 賀 士 子
 山 村 英 樹
 黒 澤 幸 太 郎
 栗 橋 恒 平

務部策長
 策政
 災
 部策長
 生政
 環境
 民環課
 部造長
 創
 業
 経産課
 育会局長
 員務課
 教委事總
 育会局課幹
 員務
 務部課事
 總政總主

須 藤 勝 広
 成 田 司
 吉 田 和 久
 高 杉 俊 郎
 畑 中 涉
 小 島 勝

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

柳 田 諭
 佐 藤 孝 悦
 村 口 一 也

次 長
 主 幹
 主 事

濱 田 賢 一
 小 林 睦 子
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、濱田栄子議員、東健而議員、目時睦男議員、半田義秋議員の一般質問を行います。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） まず、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） おはようございます。むつ市議会第224回定例会におきまして、市長並びに理事者に一般質問いたします。新生むつの濱田栄子でございます。よりよき議論と、一問でも多く合意ができますことを願い、むつ市創生について4点お伺いいたします。

4市町村が合併して新むつ市が誕生して10年が

経過しました。急激な少子化と高齢化が進み、10年間で人口は6,000人減少しました。人口減少や顧客のニーズの変化により、商店街と呼ばれるかつてにぎわいのあった町なかは現在空き家、空き店舗が目立ち、活力を感じることができない状況にあります。ただし、空き家問題にしても、少子高齢化と人口減少問題にしても、むつ市のみならず一部の大都市を除き日本国全体が抱える問題であります。

そのことを踏まえて、国は空家等対策の推進に関する特別措置法の制定や地方の活力を取り戻すため地方創生会議の設置などさまざまな施策を打ち出しております。地方が活力を取り戻すためには、若い方たちが家族を守り生活していくための安定した仕事が必要であります。私たちは、国の施策を取り入れながらも、地理的条件、気候風土、歴史文化、大地の恵み、海の恵み等あらゆる地域の財産を視野に知恵を結集し、雇用の安定や拡大に努力し、持続可能なまちづくりのために進まなければなりません。

1点目の質問として、市としては雇用の安定や拡大について、具体的施策がありましたらお伺いいたします。

2点目の質問としては、地域の経済を活性化するためには外貨を稼ぐ水産加工業、製造業の商品開発や、衛生管理の行き届いたハード面の環境整備が必要と思われませんが、考えをお伺いいたします。

6月9日付東奥日報では、青森県としても今後5年間で雇用を創出し、人口減少に歯どめをかけるため製造品出荷額、現在の1兆5,203億円より増加を目指し、また県産品、農林水産品の輸出額を175億円から220億円までふやすなど、年度内には県の戦略を決め、それをもとに市町村も各自の総合戦略を策定するとの報道がありました。国も県も市も向かうところは一つと思われま

今議会においては、大畑町の通称加工団地に絞って質問いたします。これは、地域のエゴで申し上げているものではございません。かつての加工団地は、下北全域から1,500人もの雇用を生み出し、地元正津川地区の加工場とあわせて年間250億円以上の製品を出荷し、むつ下北の経済を牽引してきた実績があります。企業誘致も大切ですが、地元企業を世界に通用する企業に育て上げることはもっと大切なことではないかと思われます。大畑町の加工団地の現状と、ソフト、ハード面での支援事業や補助事業がありましたらお伺いいたします。

3点目は、林業についてお伺いいたします。日本の森林面積は2,510万ヘクタール、国土面積の約66%であります。そのうち民有林は1,741万ヘクタール、69%、国有林は769万ヘクタール、31%ですが、むつ市におきましては、全面積8万6,370ヘクタールのうち7万4,186ヘクタール、86%を森林が占めております。そのうち5万9,247ヘクタール、80%が国有林となっており、残り20%が民有林となっております。

森林に求められる機能は、ご認識のとおり木材生産のみならず、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収など多面的機能が求められております。また、豊かな森から鉄分を含んだ水が川を伝い、豊かな沿岸域を形成し、豊かな漁場を育むという気仙沼湾のカキ養殖漁業者の畠山重篤氏が起こした森は海の恋人運動は余りにも有名で、多くの人々に森と海の深いかわりを認識づけるきっかけをつくりました。

私も平成13年、大畑町議会議員に初当選以来、水産資源の回復を願い、森づくりの林業に愚直に取り組んでまいりました。その後地球温暖化防止のため京都議定書の発動や、林野庁の組織の改編等により戦後一斉造林した杉の間伐や伐採後の植林等、その後の保育事業など森づくりの林業も活

発に行われるようになりました。当市の80%を占める国有林に対する施策は、地域経済、林業の雇用の安定、また漁業にも多大な影響を与えるものと思われます。下北森林管理署と今以上に密接に協議を重ね、予算的なものを含め改善すべき点はしっかりと提案し、未来を見据えた森づくりの林業と雇用の安定、拡大に努めるべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

4点目の空き家対策についてお伺いいたします。空き家対策につきましては、一般質問初日に浅利議員と菊池議員が質問されておりますが、私も独自の観点からむつ市の空き家対策についてお伺いいたします。

このたび国が空家等対策の推進に関する特別措置法を定めた理由として、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に対し、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある、これがこの法律を提案する理由であると明記されております。このことを踏まえて、むつ市も独自の空き家対策計画を作成するものと思われます。

現在空き家に関しては、町内会等から情報提供を受けているとのことですが、判断の難しい物件もあろうかと思われます。本来であれば自らの財産は自らの判断でその処分を決定するべきであります。老朽化し、活用する見込みのない空き家に対して補助金制度を設け、積極的な解体を促すべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

また、廃材に関しては徹底した分別を行い、チ

ップ工場やバイオマス発電に利用し、跡地に関しては小学校に近い町なかの土地に若者たちが土地を求め、新築しやすい環境とコンパクトシティを推し進めるべきと思いますが、あわせて伺いたします。

以上4点、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市創生についてのご質問の1点目、雇用の安定、拡大について具体的施策はあるのかにつきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の2点目、地域の経済を活性化するためには外貨を稼ぐ水産加工、製造業の商品開発や衛生管理の行き届いた環境整備が必要と思われるが考えを問うについてお答えいたします。

まず、大畑地区にある大畑町地域水産物流通加工センター、通称大畑加工団地は、昭和52年に15社から成る大畑町水産加工業協同組合によって操業開始されております。当初は、津軽海峡のスルメイカや沖合冷凍イカを原料とした加工品の製造を中心に、生産額は年間200億円以上に上り、大畑地区の経済発展に大きく寄与しております。しかし、操業開始間もなく漁獲の減少や輸入品の流通から収益が低下し、主力企業の倒産により厳しい状況に陥り、平成13年に解散を余儀なくされております。現在は、大畑加工冷蔵協同組合が事業を引き継ぎ、構成員である4社が操業しております。

現在の主力加工製品は、ボイルホタテ、イカ加工品で、生産量は平成23年から平成25年までの直近3カ年平均で約2,400トン、生産額は18億円と伺っております。最盛期とは比較にはならないものの、現在もむつ市における水産加工生産額の約

50%を占め、約200人の雇用を生み出すなど、むつ市における水産加工の中核を担っていることに変わりはないものと認識しております。

また、水産加工場等整備に関する補助制度についてであります。民間事業者を対象とした国の補助制度や融資制度がございますので、これまでと同様に情報提供や関係機関への紹介など積極的に対応してまいりたいと存じます。市といたしましても、新しい水産加工場を整備して、雇用をさらにふやしていただける事業者があることを大いに期待するところであります。

次に、商品開発と高付加価値化についてであります。水産加工業の持続的発展を考えると、非常に重要なことであると認識しております。これまでも、事業者と研究機関であります下北ブランド研究所が連携して商品開発に取り組んだ事例は数多くございます。いずれにいたしましても、事業者のチャレンジ精神とアイデアが必要不可欠であり、そのような事業者は市といたしましても、ソフト面を初めとする支援をしながら大切にしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、林業についてであります。平成27年度版青森県森林資源統計書によりますと、当市の森林面積は約7万3,000ヘクタールであり、このうち国有林の面積は約5万9,000ヘクタールで、森林面積に占める割合は約80%であります。このように広大な国有林を有する当市では、国有林内で生産される大量の素材を初め、植栽、造林及び保育といった森林施業、林道整備及び治山事業といった工事の施行等当市の経済に大きな影響があると考えております。

また、豊富な森林資源の中で培われた鉄やマグネシウム等の多くの栄養塩を含んだ水は、川となり海に注がれ、豊かな水産資源を育てるなど森林の持つ公益的機能が重要であることも認識してお

ります。

国有林野事業の実施に当たっては、5年に1度国が策定する国有林野施業実施計画に基づき実施され、下北森林管理署内においては森林の持つ公益的機能を保ちつつ、木材資源の効率的な循環、利用に対応するため、杉等の人工林の間伐等に努めながら林産物の生産が行われているとともに、森林の伐採に当たっては汚水等が河川に流出し、漁業への影響が出ないよう施業者に対し指導が行われていると伺っております。

国有林の事業を協議できる場といたしましては、平成24年度に青森県内の国有林を有する市町村と東北森林管理局及び県内の森林管理署等で構成される青森県国有林野関係市町村長連絡協議会が設立されております。これは、平成25年度から国有林野事業が一般会計化されたことにより、国有林と民有林の一層の連携強化が求められることから、県内における事業の説明及び意見交換を行う場として毎年開催されており、国有林野事業に対する市町村の要望等を伝える場となっております。

また、下北森林管理署管内においても、下北地域森林林業関係打合会を開催し、毎年の国有林の事業の説明等を通じて市町村との連携を図る場ともなっております。今後ともこれらの機会などを通じて下北森林管理署との連携をより密にしながら、環境や安全に配慮した森林整備等の事業が行われるよう継続的に働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、空き家対策については、解体に対し補助金制度を設け、廃材はチップ工場やバイオマス発電に利用し、若い方たちが土地を求め新築しやすい環境とコンパクトシティを推し進めるべきと思うが考えを問うについてお答えいたします。

むつ市におけるコンパクトシティの推進については、これからの人口減少社会に対応するため、都市経営コストの低減などの観点からコンパクトシティ・プラス・ネットワークという基本コンセプトのもと、立地適正化計画により市内にまちづくりの核となる都市拠点を位置づけていくこととしております。そのような中で、議員ご指摘のとおり、コンパクトシティの推進において、若い世代の町なかへの居住については大切な要素ではありますが、助成制度による空き家の撤去については難しいとしているところであります。しかしながら、都市拠点として位置づけた箇所であっても、人口減少に伴う空き家の増大については懸念されるところであります。コンパクトシティにおける空き家、空き地の活用については、重要な課題であると認識しており、都市政策としても今後検討してまいりたいと考えております。

また、廃材の利用については、今般誘致が実現した王子木材緑化株式会社は、廃材の利用を前提としておらず、そのままでは利用できないと伺っております。したがって、再生可能エネルギーの推進や資源の有効活用の観点から、リサイクル利用については今後の課題と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） むつ市創生についての1点目、雇用の安定、拡大についての具体的施策はあるのかについてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、最近の企業誘致状況についてご説明申し上げます。平成25年5月にむつ市にとって初めての立地となりますソフトウェアの開発メーカー2社、同年11月には21年ぶりの製造業の立地となります電気保安設備機器メーカーが1社、先月には大手製紙企業グループである木質燃料チップ生産メーカーの1社が立地に至ったところであり、当市に現存する誘致企業の本数は、操業準備中

の企業を含め、現在8社となっております。

次に、地元中小企業に対する支援策といたしましては、小規模事業者への有利な融資制度といたしまして、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金があり、むつ市独自にこの融資を利用した小規模事業者が支払う利子の半分を12カ月分補給する利子補給事業を実施しております。

さらに、中小企業向けの融資制度では、むつ市中小企業特別保証融資制度を設けており、これは市内の中小企業の安定化及び設備投資に対し必要な資金とするため市内の金融機関に原資を預託し、あわせて中小企業が青森県信用保証協会へ支払う信用保証料を市が助成することで中小企業の負担軽減を図ることを目的としております。

本制度における昨年度との相違点といたしましては、貸付利率を昨年度は3.3%であったものを今年度から2.4%以内へと大幅に引き下げたことにより、地域経済活性化に資する効果的な支援策の一つと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、1点目の再質問をします。

今部長から答弁いただきました、現在8社の誘致企業で雇用は何人生まれていますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今現在で、手元にある数字で1,196名となっております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） わかりました、ありがとうございます。誘致企業も大事にしていきたいと思えます。

また、一般中小企業に対しましては、有利なマル経の12カ月の利子補給ということも、これも継

続して当分の間していただきたいなと思っております。銀行等からもご案内等ありまして、利息が下がったのは私もちょっと心得ておりますので、この部分は一丸となって進めていただきたいなと思えます。

2点目の質問をいたします。加工場整備に当たりまして、団地ですね、具体的な補助事業やHACCP等の認定を受けたり、商品開発するためのソフト、ハード事業など具体的な事業がありましたらお知らせください。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） お答えいたします。

水産加工場に関する補助制度でございますが、今年度の新規事業で水産庁の水産物輸出倍増環境整備対策事業というのがございます。これは、水産加工施設の改修整備等によりHACCP認定を促進することを目的としておりまして、補助率はこれ2分の1となっております。現在限度額は2億円となっております。

また、現在魚市場整備でも活用しております産地水産業強化支援事業においても、3分の1の補助率でメニューがございます。これは、新商品開発等も可能なソフト事業とセットになった事業となっております。

また、先ほど経済部長の答弁にもありました日本政策金融公庫にも中小企業向けのHACCP導入を目的とした融資制度というのもございます。これは、個別に条件がさまざまございますので、お問い合わせいただければと思えます。

また、ソフト事業でございますが、販売ニーズや産地情報等の共有化、流過程の個別指導、商品開発等を支援する国産水産物流通促進事業というのもございます。これは、補助率が2分の1となっております。

いずれにいたしましても、まず経済部または大

畑庁舎までご相談いただければ、懇切丁寧に対応いたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） それでは、市長にお伺いいたします。

今補助事業等をお聞きいたしましたけれども、水産施設の整備においては、補助事業を活用しても必ず事業者の負担も発生します。ですから、まずは事業者の方々の意思が確認できましたら、大畑地域を水産加工施設の基地として支援、再生していく、全面的にしていく気持ちがあるかということを確認いたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも申し上げましたけれども、この事業者がしっかりとした事業計画を持って今後やられるということについては、私どもとしては大いに期待をしているところでありますし、先ほど大畑庁舎の所長からもありましたとおり、我々としてできる限りの支援をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

加工施設の再生を私は地域経済の発展の一翼とっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、林業問題について再質問させていただきます。国有林につきましては、市の負担を伴わない国営事業であります。また、働く方にとりましては、急斜面の伐採や植栽など危険を伴う場合もあります。そして、下北森林管理署の所長さんも1年から2年で勤務交代が行われております。年1回、5年に1度ですかの林野庁の施策もありますけれども、私たち地元の間人もやっぱり状況を的確に把握し、ただ質問を受けるだけでなく、提

案していくことも必要と思います。平成24年度から関係市町村の下北森林管理署との話し合いの場が1年に1度ですか、できたという報告がありました。これも私も1回目の、その後は同じような説明の場に出席しております。もちろんその場とは違いますけれども。ただ、私たちが地域をどのように把握するかということが一番大事なことだと思いますので、その林業の場を、国有林の状況を把握するために、例えばどういう日々の行動をしていらっしゃるのか、ありましたら教えてください。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

ご質問にもありましたが、年1回、10月ごろに青森県国有林野関係市町村長連絡協議会が平成24年度から開催されておりますし、そのほかに下北森林管理署管内において下北地域森林林業関係打合会を開催して、この場において市町村、それから下北地域県民局、下北森林管理署等の協議等を開いております。その中で市といたしましては、例年いろいろな下北森林管理署に対する要望等を出して、それについていろいろな回答を得ております。例えば最近では6月5日の日に打合会が開かれまして、その場において植林や除間伐など計画的な森林整備を促進していただきたい、もう一点は、市内の林業体の持続的な雇用のため、事業量の確保をしていただきたいというふうな要望等を話し合っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。まず、下北森林管理署の職員の方にしても、また市の担当の方にしても、担当がやはり数年置きにかわっていきます。それは、仕事の業務上やむを得ないことです。ただ、先ほども申し上げましたとおり、

下北森林管理署の署長さん1年、長くて2年で交代どんどんしていきますので、まずはそこ挨拶から始めまして、やっぱり人間関係をよくつくっていくということが大切ではないかなと思っております。

それから、今私が地域の状況をどういうふう把握しているかということに対しては、部長ちょっと会議の場でのご答弁しかしていただけなかったのですけれども、いつも担当の部長さんは、下北森林管理署主催の植樹祭にもおいでいただいて、その場でまた山で話をするのもあろうかと思えます、現場を見ながら。ことしは、6月末に川内地区で行われることになっております。

また、大畑地区におきましても、一度皆伐した葉色山地区がクマザサに一面が覆われまして、NPO等の提案により、ブナ林再生事業も行われております。それに対しても、地元はしておりますけれども、できましたら本庁からもおいでいただいて、現状、例えば施策を一步間違えばこういう状況になるのだなということを確認いただければ、また気持ちの入った林業の提案ができるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4点目の質問です。先ほどのご答弁では、コンパクトシティを推し進めるためには、それはとても町なかに若い方たちが住居を求めることは大切だということでありましたが、積極的な解体に対しては、今の時点で補助金制度は難しいという答弁でした。国の特別措置法におきましては、特別な危険空き家といたしますか、そういうものに対しては強制執行等ができるようになっておりますけれども、その見きわめの難しい、その一歩手前とって、ただ活用する、利用するという状況がほとんどない中で、危険空き家になっていくのを見ているより仕方がないという部分もあると思うのです、たくさん。そこに対する、で

は何か施策というものは考えていらっしゃるのか、何も無いのかお知らせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

特定空き家になる以前の空き家についての対策ですけれども、これもまた特別措置法の中で地方自治体、我々むつ市でありますけれども、空き家等対策計画というものをつくることになっております。

その空き家等対策計画の中では、空き家、特定空き家にならないものを地域的な特性を捉えながら何とか有効利用できないかと。具体的な国の例示としては、例えば高齢者対策などの施設なんかであれば空き家再生等推進事業の交付金の活用事例として挙げられていますので、そういったことが可能かどうかということも含めながら、これも繰り返しのご答弁となりますけれども、これから空き家等対策計画の中でしっかりと利活用については考えていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。空き家に対しても、今は補助金は出せないけれども、しっかりとした対応をしていただくということで理解いたしました。

きょうは4点質問いたしましたけれども、これは私全ては、この地域がさまざまな人と自然の営みにつながっていくと思っております。前市長、この人と自然の営みをジオパークという形で私たちに宿題を残されて旅立たれました。職員一丸となって市民の幸せのために努めていただきますことをお願いして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） おはようございます。市誠クラブ、川内の東健而です。きょうは、見たところ、大分違う雰囲気で何となく緊張感でございしますが、淡々と一般質問を行いたいと思います。

それでは、むつ市議会第224回定例会に当たり、通告どおり3項目の一般質問を行います。今回も人口減少対策や雇用対策のための提案型の質問になりますが、市長並びに理事者側の前向きなご答弁を期待し、質問に入ります。

1項目めでありますが、生活困窮者自立支援法成立と当市の対応についてお伺いいたします。地方創生2法案と同時に、ことしの4月1日から施行された生活困窮者自立支援法について、市民には非常にわかりづらいので、お伺いいたします。この運用について、行政側の動きがどうなるのか、また第三者機関に委ねるのかどうかははっきりしていません。当市では、この生活困窮者自立支援法をどのように解釈し、市民への運用をどのように考えているのか。疑問点を提示しながら、4点についてお伺いいたします。

まず1点目であります。生活保護法との違いと運営主体についてであります。生活保護法と生活困窮者自立支援法は、セーフティーネットとして同義語のように感じますが、この2つの法案はどこがどのように違うのか、また同法は生活保護法

で保護されていない生活の苦しい人たちの自立支援とセーフティーネットが目的のようですが、生活保護とどう違うのか、当市の判断基準はどのようになっているのかお示しいただきたい。

また、委託について県の福祉事務所と社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉協議会、特定非営利活動法人など都道府県等が適当と認めるものが委託対象者の要件となっています。市区町村で行政が直轄で運営も可能とのことですが、この委託について当市ではどのように考えているのか。支援相談窓口について、直営で運営すると考えて差し支えないか。

2点目、生活困窮者の定義と対象者の実態把握についてであります。サービスの程度と生活困窮者の定義について伺います。対象者は、働けない人、働く場がなく失業で生活が苦しい人たち全体と捉えても問題ないか。生活保護者との線引きはどのように考えればいいのか。また、この対象者を自己申告させるのか、当市の生活困窮者の実態はどのようになっているのか、どのようにして調査し、把握するのか。

次に、3点目であります。支援員に国の交付税措置はあるか、また支援期間の詳細についてであります。生活保護者の相談窓口との区別はどのようになっているか。任務が重なることがないか。支援員や生活保護のケースワーカーのような増員はあるか。人員がふえた場合の国からの交付税措置について補償はどうなっているのか。また、就労準備支援事業では、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施するとありますが、有期のこの支援期間、どのくらいなのかお伺いいたします。

4点目、法案の施行前と施行後の対応の違いについてであります。生活困窮者の増加がこの法案の成立の原因となっていますが、当市では生活困窮者はふえているのか減っているのか、この状況

についてご説明いただきたい。当市では、少子高齢化社会の進行に伴い、ひとり家庭で低収入の人たちが多くなり、自立できない生活保護者と同様に自立支援が必要な生活困窮者がふえ続けることが危惧されています。この生活困窮者自立支援について、当市ではこの法案がなかったときに生活困窮者と思われる人たちへの対応はどのように考えられていたのか。扱いは、生活保護者と同等だったのか。放置し、一定の距離を置いていたことも考えられますが、法案が成立する前と後ろでの対応の違いはどんな点が挙げられるか。

次に、2項目め、漁業振興についてであります。漁業振興と後継者対策について伺いたします。地方創生法をどのように生かすかという観点から質問いたしますが、1次産業の振興については、今まで機会あるごとに同僚議員からいろいろな問題提起がなされてきました。その内容は、農林漁業を活性化させて雇用をつくり、若者たちの定着を図り、人口減少に歯どめをかけるという夢のような話ではありますが、現在その話は進展がなく、成果のほどはいま一つであります。当市にはこれといった産業もなく、人口減少がとまらない中で、1次産業に力を入れ、成果を出すのは当市としても究極の課題であります。市長は就任後そろそろ1年がたとうとしています。聡明で先見の明にたけた市長でありますので、現時点では当市全体の取り組まなければならない課題も見えてきたのではないのでしょうか。そこで、今回の私の質問ですが、漁業振興について伺います。

今漁業に従事している人たちが次第に高齢化し、子供たちが跡を継がず、漁業の後継者不足が深刻になりつつあります。このままでは漁業従事者の廃業で漁師をする人たちがいなくなってしまう。対策が急務ですが、市長として旧4市町村の漁業振興と後継者不足について、今どのようなお考えをお持ちかご提示いただきたい。

2点目、6次産業化対策について、当市の取り組みの現状はということであります。当市の6次産業化の資源は数多くあります。大畑ではイカや海峽サーモン、脇野沢ではタラやヒラメ、イワシなどの魚類、むつ市ではブルーベリー、アスパラガス、アピオスなどの野菜や果物、また川内ではホタテやナマコ、フジツボ、アカガイなどですが、これらを販売して生活している人たちが多くいます。しかし、この数年の経緯を見ていると、6次産業への支援や取り組みの状況が見えません。現状を打開するために全市一丸となり、アイデアを出し、一歩進めた取り組みを考えてみたらいかでしょうか。

今回は、私も同僚議員の提案を参考にしながら、私自身の考えを述べさせていただきますが、まず市長は、当市の6次産業化への対策をどのように考えているのでしょうか。

次に、我が郷土の川内町の1次産業でありますホタテをどのように6次産業化していくか、活性化対策について伺います。先月5月のことでしたが、我々産業建設常任委員会では、行政視察で道の駅を2カ所訪問いたしました。これは、当市でも道の駅建設の予定があることから、先進地の道の駅を参考に得られるものがあれば利用したいということで企画された視察でしたが、石川県の「能登食祭市場」と新潟県妙高市の道の駅「あらい」とも、どこも地場産品の付加価値化が進み、独自の商品が数多く並んでいるのに驚かされて帰ってきました。

特にホテルに宿泊したときのことですが、朝食のときにホタテのソテーやホタテとスープが一緒になり、それをうまく丸く衣で包んで唐揚げにしたもの、ホタテと野菜のまじったかき揚げなどがあり、興味本位で食べてみましたが、どれも全くホタテの味がしませんでした。ホタテをどのように調理しているのかも判然としません。これでも

メニューにはホタテの名前がついているので、「ホタテの味がしないが、どうしてか」と食堂の係員に尋ねると、ホタテを見たことはあるが、実際に食べたことがないのでわからないとのことでした。ホタテの名前のついた食料品として市販されているものを買ひ、宿泊客に提供しているのだということですが、利用客の妨げになると思い、それ以上追及はしませんでした。ホタテを養殖し、水揚げしているところで暮らしている私は、ホタテの名前だけがひとり歩きしていると違和感を覚えました。しかし、すごいなと感じたのは、ホタテの貝の名前は、よかれあしかれこのような産地からの遠方市でも知られて利用されているのかと考えさせられました。

そこで提案ですが、こしょうや調味料などのような姿や形がなくてもホタテの味がはっきりわかる加工食品がないものかと考えました。味覚に訴えて、これがホタテだというむつ市ならではのブランド商品をつくる努力が必要だと思います。そこで伺いますが、商品開発に対する当市のバックアップ体制は今どのようなになっているのでしょうか。

3点目、ホタテの付加価値対策についてであります。視察では、どこへ行ってもホタテの商品が並んでいました。乾燥貝柱、塩辛、焼きホタテ、貝ひもを伸ばし乾燥したもの、稚貝のむき身を真空パック詰めしたものなどがあり、どこへ行ってもその加工食品の多いのに非常に驚かされました。この中に割り込む商品を開発するとなると、相当知恵と工夫、相応のエネルギーを必要とすると思ってまいりました。

さて、ホタテの商品づくりについてですが、川内ではふだんの食卓に上がるだけでなく、漁師の奥さん方がいろいろな食べ方を工夫し、研究しています。ホタテは焼いて食べるのが一番だと思いますが、貝柱やひれの刺身のほかに、焼き鳥のよ

うに稚貝を串に刺し、焼いて塩こしょうを振りかけて食べたり、野菜とまぜて酢じょうゆで食べたりいろいろな食べ方があります。奥さん方を集めて食べ方を提案していただき、いろいろな料理の研究をしてみる取り組みも必要ではないでしょうか。

以上のことは、行政でやるのであればリスクが高過ぎます。そこで、漁協との共同考案に行政で一步進んで協力する、その姿勢が大切であります。行政が動いて食品メーカーと提携してやるのがベストと思いますが、ホタテの付加価値対策についてはまだまだ可能性があります。地方創生2法案の成立による地域活性化のビジョンづくりも始動していると思いますが、人口減少を食いとめる雇用対策は急がなければなりません。

前議会でも進言しましたが、県でも県産品販路拡大のため新年度からコーディネーターを配置することを明言し、既に動き出しています。今、日本中、地方活性化を命題とする地方創生の策定という大きな力が動き出し、政府の後押しを期待し、どこでも躍起になっています。1次産業の漁業振興に力を入れて、本市独自の雇用対策を考えていく時期に来ていると思いますが、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。ホタテの付加価値対策について伺います。

4点目、新商品開発についてであります。新商品になるかどうかはわかりませんが、ホタテは生のままでは保存するのはなかなか大変です。そこで私案ですが、乾燥したホタテを粉末やスパイスのようにして入れ物を考案し、振りかけられるようにしたり、長期保存ができるように加工したり、かまぼこ、ちくわ、ソテーやてんぷらの具材など、新製品の開発と同時に消費者は何を望んでいるかというニーズの把握も考える必要があります。そして、市長が江東区に出前出張しているように、試作品などをつくり反応を確かめ、流通も考えな

くではありません。

ホタテは今半島全体で養殖されつつあります。今までの、ただ水揚げすれば資金が得られるという考えではこれからおくれをとり、やがて増田元総務大臣が話をしていたとおり、自治体の消滅が待っています。なかなか大変なことですが、それを防ぐ努力を今からしていかなければなりません。半島の外海でも東通村、佐井村などが養殖事業に参入しています。秋田、岩手、宮城などでも養殖されて、都市部への近さを売り物に鮮度を重視した販売がなされています。最近海外も視野に入れた取引も活発になってきました。

黙っていれば時代の波に乗りおくれでしてしまいます。当市ならではの商品づくりで競争力強化も必要です。加工にはホタテの大きさが関係なく、使用できるメリットもあります。漁業者の自作が無理であれば、前段で申し上げたように、食品メーカーに話を持ちかけ、企画室を立ち上げ、最終的には漁師の人たちと共同開発で生産施設をつくり、雇用の場をつくる、ここにもトップセールスのポイントがあります。それには、切れ目のないホタテの生産体制をどのように構築していくかが問われます。多くの課題はありますが、生活費が確保され、雇用が生まれればホタテ産業が活性化してもっと後継者が育つ可能性があります。商品開発については、専門家の知恵や意見も必要です。食品メーカーに話を持ちかける努力を惜しんではなりません。

川内では、今ナマコの「このこ」という商品が名乗りを上げました。「このわた」ばかりではなく、卵も基調な高級食材になります。食料品の生産体制構築と潜在的な商品開発の可能性に挑戦してみたいかがでしょうか。地方創生は、このようなわずかな可能性に取り組むことから始まります。新商品開発についての市長のご所見を賜りたいと思います。

3項目め、下水発電の利用についてであります。将来的な構想になりますが、提案してみたいと思います。この発電設備については、今までマスコミにも余り取り上げられることがなかった発電方式であります。私は前議会でインターネットで知り、これを議会で提案しようと思っていました。でも項目が多過ぎて先送りになりました。

今議会でこの問題を取り上げようと考えていろいろ素案を練っていましたが、そのやさきのことです。5月26日の夕方、NHKの番組「クローズアップ現代」で下水の再生エネルギーを利用する取り組みが注目を浴びているということが報道されていました。また、市長も読んだと思いますが、5月28日の東奥日報の新聞にも「経済の鼓動」と題して、「自治体が電力会社設立」と書かれ、エネルギーを自給自足し、「新たな雇用づくりも視野に」と書かれていました。マスコミの情報の速さに驚くことばかりですが、この下水発電というのは今まで使用せずに廃棄処理されていた排水の下水汚泥を利用し、メタンガスを取り出し、これを燃料にしてタービンを回し、電気をつくる仕組みであります。今我が国で30カ所で発電しているそうであります。今問題となっている自治体が電力会社をつくる、設立するという取り組みは、下水の汚泥を利用し、自治体独自で電気をつくり、自給自足で庁舎や公共施設などの電気をつくり、一般家庭にも普及させることができ、電力に売電もできるというものであります。メタンガスを都市ガスと混合させて市販しようとする取り組みも模索されています。まさに利用価値が全くないと思われ、下水処理されていた廃棄物をエネルギーとして利用する夢のような発電方式であります。これだと太陽光や風力発電のように天候に左右される心配がなく、一定の電圧変動のない電力を供給でき、地熱発電の安定電源とも共用できます。

地方創生法がことしの4月1日から施行されました。当市ではこの草案をことしの末までにつくる計画のようですが、ホタテの付加価値対策とともに、この導入を考えてみたらどうでしょうか。

これからは、今まで私が提唱してきた太陽光や風力、水力、小水力、バイオマス、燃料電池、地熱などの発電方式をミックスした発電が重要視される世の中になります。スマートグリッドという各家庭の生活を監視しながら夢のような電力方法が先端産業で開発競争の波にさらされています。来年から電力の自由化が始まります。電力会社の競争が始まり、多くの新電力を利用した会社が続々出てくるようになります。我が国の電力会社も電話のように競争社会の波にさらされることになります。そして、消費者は全国の安い電力会社から電気を買うことができるようになります。私は、以前にも申し上げましたが、企業も自治体も一般家庭も、自分で電力をつくる時代が来ると思っています。それが今目前に迫っている状況下にあります。

以前に市長にも申し上げたことがあります、私のような年配者と違い、若い市長には将来があります。市長には、エネルギー事情の方向性をじっくり考えていただき、20年先、30年先を見据えていただきたいと思っております。目まぐるしく変わる技術革新により、これからは電力の自給自足が民間レベルでもどんどん加速していくと考えています。そうすると、今再生エネルギーを使用していないのに、この負担金を各家庭で支払いしていますが、支払いから外れることが可能になります。これからの新規の電力事情がどうなっていくのか、我が国の技術革新でエネルギー事情はどのように変化していくのか、当市はどの方向へ行くのか、お考えいただきたいと思っております。

そこで、今回の下水発電を取り入れた電力について5点ほどお伺いいたします。

1点目、下水発電の認識についてお伺いいたします。失礼ながら、耳なれない言葉だと思っておりますが、市長は下水発電という発電設備を知っているかどうか、このご認識から伺います。

2点目、地方創生ビジョンにおける下水発電の利用についてであります。繰り返します。ことしの末までに当市の戦略会議で地方創生のビジョンを策定することになっております。有望な新規の発電設備として雇用対策にもつながる下水発電を提案したいと思っておりますが、地方創生ビジョンの中に下水発電利用を取り入れる考えはないか。

3点目、下水発電を旧4市町村に設置する考えはということですが、下水発電設備は、場所に応じた大きさの設備にすることができます。旧4市町村に設置し、現在廃棄処理されている下水の汚泥を有効活用する考えはないかというものであります。

4点目、ごみ焼却施設の負荷軽減策についてであります。下水発電の利用は、将来当市で新設されるごみ焼却施設への燃えるごみとの有効利用が可能であります。集めた燃えるごみを併用すれば、焼却施設の移動の負荷軽減対策にもなります。この下水発電との併用利用を考えて、ごみ問題に反映させる考えはないか。

5点目、再生エネルギーの集積基地化についてであります。再生エネルギーの集積基地化は、太陽光発電とともに以前にも質問したことがありますが、当市には潜在的なすばらしい可能性があり、コンパクトシティへの利用も考えてみるときが必ず参ります。先端産業の動向を見ていると、これから電力のコスト競争が激しくなり、技術革新によりまだまだ新しい節約型の発電方式が出てまいります。さまざまな発電設備を合体したスマートグリッド方式は、人口減少の進むこれからの我が国の土台になっていきます。将来構想として当市で再生エネルギーの集積基地化の可能性を探って

みてはいかがでしょうか。我ながらまことに突飛な発想とは思いますが、当市の将来性を含んでいますので、再度市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援法成立と当市の対応につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、漁業振興についてのご質問の1点目、漁業振興と後継者対策についてお答えいたします。この件につきましては、大瀧議員のご質問に対する答弁と重複する点がございまして、ご了承いただきたいと存じます。

当市は、三方を津軽海峡、平館海峡、陸奥湾に囲まれており、豊かな海を生かした漁業が古くからこの地域の経済を支え、現在においても漁業が当市の基幹産業として重要な位置を占めていると認識しております。そのような漁業の振興策として、当市では漁協及び漁業者の経営に資する事業として利子補給事業や漁業共済掛金補助事業を行っているほか、漁協が実施する各種種苗生産、放流事業、ナマコ増殖場造成事業等に補助金を交付し、水産資源の増大に努めております。また、市管理漁港の整備事業や県管理漁港整備事業への負担金の支出により漁業生産基盤を整え、漁業活動の効率化を図っております。

これらの水産資源づくりを初めとする漁業振興策を継続していくことにより、漁家経営が安定化し、将来的に漁業後継者の就業につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、6次産業化対策の現状についてお答えいたします。まず、6次産業化と

は、農林畜漁業者が産品を素材として販売するだけでなく、生産者自らが加工、流通、販売を行うことで商品の付加価値を高め、雇用や収益増に結びつけるものであります。6次産業化や新商品の開発に取り組むのはあくまで生産者や加工業者でありますことから、市の役割はそれらの事業を推進しやすいように支援していくことであると考えております。

市内の水産関係における6次産業化の事例としては、むつ市漁協のホタテ加工品や川内町漁協のナマコ加工品、脇野沢村漁協の焼干イワシ、北彩漁業生産組合の海峡サーモンが挙げられます。市の具体的な支援策としましては、首都圏での販路拡大、販売促進などへの支援のほか、県の農山漁村地域経営担い手育成システム確立促進事業による新たな加工品の開発に係る先進地視察や試作への支援をしております。また、クラウドファンディングというインターネットを介する資金調達方法を活用した商品開発や、販路開拓を行う事業者に対し、ファンド組成費用の一部助成を行うなどの支援制度も用意しております。

次に、ご質問の3点目、ホタテの付加価値対策について、4点目、新商品開発については関連性がありますことから、一括してお答えいたします。

市内では、現在17経営体が水産加工業を営んでおり、年間の生産量は約4,000トン、金額では約36億円となっており、そのうちイカ加工品が約55%、ホタテ加工品が約35%、残りがナマコやタコの加工品等となっております。中でも陸奥湾産のホタテ加工品の種類としては、スタンダードなところでボイルホタテ、干し貝柱、冷凍貝柱、ホタテのマヨネーズあえなどがありますが、このほかにもフライ、燻製、塩辛、粕漬け、甘露煮、オイル漬け、酒蒸しなど多種多様に富んでおり、加工業者の皆様が試行錯誤を繰り返しながら、日々商品開発に励んでいるものと考えております。

新商品の開発は、議員ご指摘のとおり非常に難しいものと認識しております。しかしながら、むつ市・川内町・脇野沢村3漁協協議会が製品化したほたてドレッシングが好評を得ている例もありますことから、ホタテに限らず、加工業者などから新商品開発や既存商品の改良の希望があった場合には、下北ブランド研究所を初めとする研究機関の紹介や、国や県が行う各種支援制度の情報提供をするなど、できる限りの支援をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下水発電の利用についてのご質問の1点目、下水発電の認識についてお答えいたします。まず、下水道汚泥は下水処理場における污水处理の過程で必ず発生するもので、緑農地用や建設資材用としての利用のほか、議員ご指摘のとおり、再生可能エネルギーの一つとして注目されてきていると認識しております。

下水汚泥は、炭素、水素、硫黄などから成る有機物を含有しており、これから発生する消化ガス、炭化汚泥に加え、下水道管渠内を流れる汚水の熱など潜在的なエネルギー価値は高いものと考えております。

また、このエネルギーを利用した下水発電には、下水汚泥を減量するために発酵させる過程で得られる消化ガスを利用した消化ガス発電や、炭化汚泥を石炭の代替燃料とする火力発電があり、消化ガス発電については電気の固定価格買取制度で他の再生可能エネルギーと比較して有利な調達価格が設定されているところであります。

次に、ご質問の2点目、地方創生ビジョンにおける下水発電の利用についてと、ご質問の3点目、下水発電を旧4市町村に設置する考えは、関連がございまして、一括してお答えいたします。

むつ市内には、下水処理場が4カ所ありますが、それぞれ独立した施設となっており、かつ処理区

域面積が小さいことから、発生する汚泥量も少ないものとなっております。また、今後整備が進んだとしても、下水発電を安定的に稼働させるに十分な汚泥量は見込めない状況であります。下水発電は、バイオマスを利用した施設であり、売電可能であれば自治体にとっても有意義なものでありますが、事業化することは困難であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、現在下水汚泥はコンポスト化施設において肥料として利用しておりますが、国等においても再生可能エネルギーとして下水道資源のエネルギー利用促進に向けた施策の検討がなされていることから、市としてもその動向を見守っていく必要があると考えております。

次に、ご質問の4点目、ごみ焼却施設の負担軽減策についてであります。現在下北地域広域行政事務組合では、新しいごみ処理施設建設のための基本計画の策定を行っております。市といたしましては、この新炉建設計画に対し、廃棄物行政の基本理念である循環型社会の形成に向けて、また再生可能エネルギーの活用方法について、有効な組み合わせ等が可能であるか協議していくこととしております。

次に、ご質問の5点目、再生可能エネルギーの集積基地化についてであります。再生可能エネルギーは議員ご承知のとおり、太陽光や風力、そして地熱などさまざまな発電方式があり、発電量が不安定な太陽光や風力、気候や時間帯の影響を受けにくい地熱など、発電における特性もさまざまであります。このさまざまな特性を持つ再生可能エネルギーを効率的に組み合わせ、総合的に利用していくことがエネルギー政策を進めていく上で非常に重要であろうかと考えております。

市では、東日本大震災での被災状況に鑑み、エネルギーの自給率向上や効率的な利用の重要性を踏まえ、太陽光発電設備やハイブリッド街路灯の

導入事業を実施し、再生可能エネルギーを取り入れたまちづくりに取り組んでいるところであります。

議員ご提案の再生可能エネルギーの集積基地化につきましては、再生可能エネルギーの効率的な需給バランスを見据え、経済性、環境性、供給安定性など総合的な研究が必要となっており、今後の国のエネルギー政策の動向を見据えながら、当市の特性に応じた再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 東議員の生活困窮者自立支援法成立と当市の対応についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、生活保護法との違いと運営主体について及びご質問の2点目、生活困窮者の定義と対象者の実態把握については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援法についてですが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として平成25年12月に法律が公布され、本年4月から全面施行されたところであります。

一方、生活保護法につきましては、憲法第25条、生存権の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年の制定以来運用してきている制度であります。いずれも生活に困窮する方を対象という点で似ておりますが、生活保護法では高齢、障害、病気など

で最低限の生活の維持が困難な方々を対象として経済的な支援をいたします。

一方、今年度始まりました生活困窮者自立支援法では、働く能力があり、その意欲もあるものの、突然の解雇など何らかの原因によって仕事についていない方への就労支援を中心とした相談支援や、離職中の方で住まいを失った方への住居確保給付金の支給、いわゆる家賃の給付を行うこととしており、生活保護に至る前の段階で積極的な自立相談支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図るといった制度となっております。

なお、運営形態として各種法人への委託が可能となっており、青森県内でも社会福祉協議会などへの業務委託をしているところもありますが、当市では生活困窮者への相談支援体制の強化充実を図るため、直営としております。

また、対象者への支援は、相談者が窓口においていただくことを基本としておりますものの、さまざまな理由によりおいでいただくことが困難な場合には、電話相談や近隣の民生委員などからの通報により生活困窮者支援員がご自宅などを訪問する形での自立相談支援も行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、支援員に国の交付税措置はあるか、また支援期間の詳細についてにお答えいたします。生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する市などが行わなければならない事業が幾つかございますが、必須事業といたしまして、自立相談支援事業及び住居確保給付事業があり、当市ではこの2つの必須事業を実施しております。これらの事業では、自立相談支援事業専任として雇用しております生活困窮者支援員2名の人件費及び住居確保給付金について事業経費の4分の3が国庫負担金として交付されることになっております。

このほか任意事業といたしまして、最長で1年

間の支援期間となっている就労準備支援事業など幾つかのメニューがございますが、これらは国庫補助金という形で事業経費の2分の1の補助を受けることができるものの、当市におきましては本年度は実施しておりません。

なお、当市の実施しております住居確保給付金事業では、3カ月間の給付を基本とし、最大9カ月間まで延長が可能となっております。

次に、ご質問の4点目、生活困窮者の増加要因と施行前の当市の対応についてにお答えいたします。当市において生活困窮者は増加しているのかどうかのお尋ねであります。生活困窮者自立支援法に基づく相談事業が始まる前の昨年度までは、生活保護面接相談員による相談の中に今回新たに生活困窮者事業の対象とされた生活困窮者からの相談が含まれていたものと考えております。

生活保護の面接相談では、保護申請に係る相談が中心ですが、中には保護は受けたくないが、何かよい方法はないかとご相談に来られる方もおり、そのような方には相談者の自立に結びつくよう無料法律相談や消費生活センター、ハローワークなど関係機関での相談を助言するなどの支援を行ってきております。このたびの生活困窮者対象の事業では、今申しましたような相談者に、よりしっかりと寄り添う形での支援が可能になるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、始まったばかりの相談事業のため、まずは市民の皆様にご制度を知っていただくことが重要であることから、市の広報によるPRを初め、民生委員やハローワークなどとの協力、連携の強化を図り、生活困窮状態にある方が相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 初めての法案の施行にもかかわらず、大変丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

内容は、直営で2人を雇用して自宅訪問などをさせるというような内容でございましたけれども、それから支援員に対する国庫の補助が4分の3。ということは、4分の1は当市で負担するということですね。大体わかりました。

それから、支援期間ですけれども、この支援期間もちょっとわからないので、質問したわけですけれども、3カ月から9カ月、最長で9カ月ということでしたので、生活保護の救済措置とは全く違うみたいな感じです。

そこで、この生活困窮者自立支援について再質問させていただきたいのですが、まずこの支援期間の満了と延長について。法律では、入居場所の提供、就職あっせんまで事細かに援助の手が差し伸べられるようになっていますが、生活保護のように、生活困窮者と認定されれば、示された期間満了後も要望により長期間の支援が可能かどうか。その場合、どのくらいの期間を継続して支援を受けることができるのか、支援期間の延長について伺います。

この支援期間は、今部長のほうから3カ月から9カ月、最高で9カ月ということですが、この場合、仕事がない、雇用の場がない、生活ができないというようなものが継続していった場合にはどのように、延長ができるのかどうかということ。まずその点から。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 支援期間の満了と延長についてのご質問にお答えいたします。

当市では、生活困窮者自立支援法で必須事業としている自立相談支援事業と住居確保給付金事業の2つを実施しておりますが、自立相談支援事業につきましては、支援の期間は定めておりません。

一方、住居確保給付金事業につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、最長で9カ月まで延長することができるものとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） そうすれば、9カ月間支援して、あとはもう打ち切るといことでしょうか。そうすると、その後の対策といますか、せっかく支援してきた後の対策は、生活保護みたいな感じに移せるのかどうか。こころ辺がどうも、今の法律の境目というのがわからないわけです。ですので、恐らく市民も、今出てきたばかりで何が何だかわからない。苦しいのだけれども、どういふふうにすればいいのか、生活保護のほうへ話を持っていけばいいのか、ケースワーカーのほうに、それともまた別な方面でやっていくのか。こころ辺をもう少し詳しく説明していただきたいのですが。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、9カ月で支援が切れるということについてのご質問であったと思いますが、まずこの生活困窮者自立相談支援事業というのは、基本的には対象となる住居確保に関しても基準がございまして、預貯金などの基準、そうしたものが生活保護基準よりはるかに大きい状態にある方をまず支援するというのが前提となっております。それがために、9カ月の間にある程度の支援をして基本的には自立をしていただくと、要は働いていただいで生活を安定させていただくというのが本事業の趣旨であります。ただ、残念なことに、その方がうまく自立ができなかった場合は、当初認められておりましたいろんな預貯金等が減少するわけですので、そうなった場合は改めて生活保護の相談ということもあろうかとは存じますが、私ども

といたしましては、その9カ月の間に可能な限りご本人がきちんとしたお仕事につかれて生活を安定させていただくように積極的に支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） わかりました。

次に、ハローワークとの連携を部長話しましたけれども、このハローワークとの連携ということは、仕事を探すとか仕事につかせるとかというようなときの対策というように考えてよろしいのですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） ハローワークとの連携についてのご質問にお答えいたします。

これまでも生活保護受給者と就労自立促進事業推進のため、当市ではハローワークと協定を結んで事業を進めさせていただいているところであります。このたびの生活困窮者自立支援法に基づく事業につきましても、これまでの協定を活用いたしまして、ハローワークと連携し、就労に結びつけていくということになってございます。具体的には、私どもの就労支援員が相談された方と一緒にハローワークに行かせていただく、あるいはハローワークからのご本人様の特性に基づいた就労先の情報提供などを逆にフィードバックしてご本人に返していくと、こうした形での連携をとっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

もう一点、ハローワークでないのですけれども、支援の範囲とその判断基準です。救済程度と援助の範囲ということについて伺いたいと思いますが、例えば生活保護の場合、支給される生活費と

生活必需品の持てる範囲が決められています。車を持たれないとか、テレビとか電話はどうかわからないのですけれども、自宅で持てる範囲内というのがありますけれども、この場合就労支援相談に訪れた人には、例えばさっき部長が、現金があれば、それがどんどん少なくなってというような話もありましたけれども、財産とかそういうのがあった場合の対応というのは、これはそのまま持っていていいわけですか。生活保護と同様の規制みたいなものがあるのかどうか、それだけお答えいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 支援の範囲と、その判断基準についてのご質問にお答えいたします。

支援の範囲につきましてであります。まず第1点目は離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または住居喪失のおそれのある方に対して住居確保給付金を支給いたします。また、その方の年齢は65歳未満であって、かつ離職の日から2年以内、また離職の日において世帯の生計を主として維持していたこと、そのほか金融資産、預貯金との合計が基準額の6倍以下または100万円を超えないものなどがあります。生活保護の判断基準とは大いに違っておりまして、持てるものの範囲も特に定めはございませんが、今言ったような条件がございます。

また、支給する住居確保給付金につきましては、生活保護による住宅扶助費、いわゆる家賃と同額となっております。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） よくわかりました。恐らくこの放送を聞いている市民の皆さんは、この生活保護と生活困窮者自立支援法の違いというのはある程度理解していただいたのではないかと思います。これで生活困窮者自立支援法のほうの再質問を終わります。

次の2項目めの漁業振興について伺いたいと思いますけれども、市長にまず伺いたいのですけれども、私はホタテのいろんな付加価値対策というものが提案しましたが、道半ばというような感じで先には進めていただけないなというような感じで受けとめさせていただきました。

そこで、市長に川内の特産物の中で今名乗りを上げましたのはナマコの「このこ」と「このわた」ですけれども、これ市長、見たことがありますか、それとも食べたことがあるかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。ということは、こういうふうなものというのは、見たり聞いたり食べたりしないと宣伝もできません。ですので、やっぱり市長は先頭に立っている方ですので、そういうふうなものに特に神経を使って考えていただきたいと思いますけれども。食べたか見たか、そこら辺をお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私当然いただいておりますし、大変おいしゅうものでございました。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ホタテ産業というのは、むつ市全体でやられている、大畑を除いてやられているわけですけれども、できれば私が申し上げたいいろいろな付加価値対策を少しでも、どこか大畑のほうに、何かそういう研究機関があるのかなんとか言いましたけれども、そこら辺にもまたいろいろ相談していただいて、できれば雇用対策なども毎回やってきましたけれども、雇用対策、人口減少対策の一助にしていきたい。そのことを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日時睦男議員

○議長（山本留義） 次は、日時睦男議員の登壇を求めます。6 番日時睦男議員。

（6 番 日時睦男議員登壇）

○6 番（日時睦男） 社会民主党の日時睦男であります。むつ市議会第224回定例会に当たり一般質問を行います。

質問に入る前に、今国会で白熱した議論がされております安保関連法案について、所感を含め述べさせていただきます。

1945年の第2次世界大戦の終戦からちょうど70年目の節目の年を迎えた今日、本年10月に予定していた消費税10%への引き上げを2年後の2017年4月までの先送り方針を表明し、野党の選挙準備が整わない中で行われた昨年12月の解散総選挙で定数の3分の2を上回る325議席を獲得した自民、公明両党は第3次安倍内閣を組閣し、間もなく自民党の党是である憲法改正を視野に、現行憲法の枠内での解釈を可能とする集団的自衛権行使容認を柱とした10本の現行法と改正案の1本の新法案の安保関連法案を与党協議を経て5月15日国会に提出をいたしました。提出された法案は、後方支援の対象を米軍以外にも広げ、自衛隊の活動範囲の制約をなくし、弾薬の提供や発進準備中の戦闘機への給油も可能とし、武器使用の権限を拡大して、国連以外が行う平和協力活動に参加できる治安維持任務も可能としているわけであり、

日本と密接な関係にある各国が武力攻撃され、

日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、日本が直接攻撃を受けなくても武力攻撃ができる、武装勢力が離島に上陸したり外国艦船が領海に侵入した場合に、自衛隊による治安出動や海上警備行動を電話閣議で発令できるようにするなど主な内容としたものであります。

この安保関連法案は、現在衆議院の特別委員会で活発な審議を行っておりますが、6月4日に自民党、民主党、維新の会の各党推薦の憲法学者3名を招致した憲法審査会を開催したところ、自民党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授が、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ、従来の政府見解の論理の枠内で説明がつかない、法的な安定性を大きく揺るがすとの見解を述べ、自民党が推薦した参考人を含む憲法学者全員が、この法案は憲法違反との見解を示されたところであります。

このように、飼い犬にかまれた自民党は、違憲、合憲を判断する機能を持っているのは憲法上は最高裁判所だと反論していますが、6月9日の自民党総務会で安保法制について党議拘束を外すべきだと発言した村上誠一郎衆議院議員に対し、執行部の一人から、「砂川事件の最高裁判決を読んだことがあるのか」と問われ、「あなただけです、砂川判決が集団的自衛権の根拠だと言っているのは」と反論すると、「学者は最高裁判決までおかしいというやからだから、話を聞く必要はない」と言われ、「学者がそろって違憲だと言っているのに、自民党がそれを無視することは余りにも傲慢ではないか」と村上議員自身が所属する自民党を批判しています。

そして、3日前の12日には、不戦国家から軍事力行使への大転換を意味するとして、自民党で幹事長や閣僚を歴任した山崎拓氏、自民党時代に政調会長を務めた亀井静香衆議院議員、元新党さき

がけ代表の武村正義氏、元民主党幹事長の藤井裕久氏4名が法案反対の記者会見を行い、その中で山崎氏は、「自衛隊が地球の裏側まで行って後方支援をやることは憲法違反になる行動を惹起する。自衛隊が相手方と殺し合う関係になるのは間違いない」と述べています。

そういう中で、今多くの国民が憲法違反の安保関連法案に反対しています。大湊の海上自衛隊基地では多くの隊員が働いておりますが、家族を含め命の危険が増し、不安の日々を送っているのです。自衛隊員の身の安全について万全を期すべきことから、この法案を撤回すべきであります。

私が一番危機を感じているのは、当たり前のことが当たり前でなくなる、民主主義の危機、すなわちファシズムの危機であることを指摘し、通告に従い3項目について質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、明快で前向きな誠意ある答弁をお願い申し上げます。

質問の1項目めは、原子力行政について2点伺います。

1点は、原子力災害避難計画見直し策定についてであります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国は原発の防災対策重点地域を半径8キロ―10キロ圏から30キロ圏に拡大し、これに伴い東北電力東通原子力発電所から30キロ以内に位置するむつ市を含む5市町村に県を加えた検討会を昨年設置し、本市の避難先を青森市と定め、避難計画を検討しているのですが、それに対する前回の私の一般質問に対し、県が調整役となり本市を含め関係市町村で協議検討を重ねているが、バスによる陸路だけの避難は困難であることから、自衛隊の艦船や民間船舶での海路避難やヘリコプターによる空路避難を加えた避難手段を考え、本年度中に見直し計画の成案策定を考えているとの答弁でありました。

そこでお伺いしたいのは、早期策定に向け鋭意検討中と思いますが、現時点における計画策定の検討状況と、成案策定をいつに予定し進めているのか、検討過程における課題とあわせお答えを願います。

次に、六ヶ所再処理施設、東通原発、大間原発で同時災害が発生した場合を想定した避難対策を検討しているのかについて伺います。東通原発以外の六ヶ所再処理施設、大間原発も避難対象の30キロ圏内に位置していることから、3施設が同時に災害発生となることを想定した計画も策定する必要があると思うのでありますが、この点について検討を行っているのかお伺いいたします。

質問の2項目めは、貸切バス新運賃制度運用対策について伺います。平成24年4月に発生した長時間連続運転による運転手の過酷労働が起因した高速ツアーバス事故などが浮き彫りになったことから、国土交通省が貸切バスの安全性向上を図る一環として、貸切バスの運賃制度を抜本的に見直し、時間・キロ併用制運賃に改め、昨年4月から実施され、それにより貸し切り料金が引き上げとなっております。このことにより、いずれのバス事業者も貸切バス料金を引き上げざるを得なくなって負担増が利用者に重くのしかかっている現状にあるわけであります。

特に小・中・高の児童生徒がいる家庭は、学校行事や部活動などへの負担増が考えられますし、高校通学に貸切バスを利用している家庭の中には、貸切バス利用代金引き上げが家計に響き、生活防衛策として父母が自家用車で子供を学校まで送迎する家庭がふえている現状にあるわけであります。現に大畑から田名部、むつ工業高等学校に運行していた貸切バスが当初の人数を割り込み、そのことにより1人当たりの利用料金が増額となったことから、4月1カ月間だけの運行で取りやめとなっている事実にあります。

このように、児童・生徒を抱える家庭では、教育費の負担増に頭を悩ましており、対策を講ずるべきとの考えから、次の2点についてお伺いをいたします。

1点は、小・中学校の行事や部活動など、教育活動に対して父母の負担を抑えるためどのような対策を講じているのか、教育委員会委員長にお尋ねをいたします。

もう一点は、県の高等学校再編計画による田名部高等学校大畑校舎の閉校などもあり、以前より通学範囲が広がった中で「こどもは地域のたからもの」のスローガンのもと、教育の機会均等の確保や少子化対策、通学援助対策の一環として高校生を持つ家庭に支援金を交付する考えがないかお伺いいたします。

最後は、空き家対策について、特別措置法の施行に伴いどのような対策を講じるのかお伺いをいたします。このことについては、今議会に5名の同僚議員が一般質問を通告し、私の質問の前に3名の議員が質問をしておりますので、重複した質問にもなろうかと思いますが、通告に従い2点質問をさせていただきます。

1点は、同僚議員の質問に答弁しておりますが、特定空家などに該当する建築物またはこれに付随する工作物は幾らあるのかお示しを願います。

2点目は、今回の改正により特定空家などに対して除却、修繕、立木竹などの伐採の措置の助言または指導、監督、命令が可能となり、強制執行も可能となりましたが、条例改正を含め、特定空家などに対し、具体的にどのような対応を今後考えているのかお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、原子力行政についてのご質問の1点目、原子力災害避難計画見直し策定についてお答えいたします。県が調整役となり設置しております原子力災害避難対策検討会において、去る2月25日に原子力災害時における住民避難に係る取り組み方針等が示されたところでありますが、それ以降の検討状況といたしましては、まず原子力災害避難対策検討会の下部組織である医療機関、社会福祉施設等の避難計画の検討部会において、青森県医師会を初めむつ総合病院、県立中央病院などの関係者を交え、医療機関及び社会福祉施設の避難計画の策定について検討され、課題として挙げられているのが避難先の確保、避難手段、避難経路の見直し等となっております。

また、移動対策の検討部会及び受入対策の検討部会では、在宅要配慮者の移動手段や避難施設の居住可能面積について検討され、関係市町村における在宅要配慮者の人数の把握や福祉車両等の確保が課題として挙げられ、現在在宅要配慮者の人数の調査が行われており、6月中には県でマニュアル作成に着手することとしております。

そのほかでは、被曝医療対策に関する打合会議も開催され、安定ヨウ素剤の配布や服用についての検討がなされ、今後の検討課題として安定ヨウ素剤の配布場所や病院、社会福祉施設への配布方法が挙げられております。

また、成案策定の時期につきましては、2月25日の検討委員会で示された方針を県では平成27年度中には避難計画に反映させたいとのことでありますので、私どもといたしましても、それに沿って作業を進めていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、六ヶ所再処理施設、東通原発、大間原発で同時に災害が発生した場合を想定した避難対策を検討しているのかについてであります。六ヶ所再処理施設については、現在国においてUPZを検討中であるため、現時点に

において地域防災計画及び避難計画に六ヶ所再処理施設に関して盛り込まれておりませんが、UPZが原子力発電所と同じ施設から半径30キロメートルと定められ、六ヶ所再処理施設が操業した場合でも、現行の東通原子力発電所に係る避難対象者数に変動はありません。

一方、大間原子力発電所につきましては、現在平成32年12月の完成を目指して工事中であるため、六ヶ所再処理施設と同様に地域防災計画及び避難計画には盛り込まれておりませんが、大間原子力発電所が稼働した場合、川内地区と大畑地区をあわせて現行の避難対象者数約5万3,400人より約6,300人多い約5万9,700人が避難対象となるものと見込んでおります。

今後は、それぞれの施設避難計画を精査した上で、最終的には大間原子力発電所が完成する平成32年12月をめどに原子力避難対策検討会において、3施設が同時に事故を起こした場合を想定した避難計画も検討されていくものと思われませんが、現時点では現在検討を進めている避難計画を、まずはより実効性のある計画としていくことが重要なことと考えております。

次に、貸切バス新運賃制度運用対策についてお答えいたします。

ご質問の1点目、小・中学校の教育活動への影響に対する対策につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、ご質問の2点目、高校通学貸切バス利用世帯に対し、支援金を交付する考えはないかについてであります。一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の変更命令が平成26年3月26日に公示され、同年4月1日から適用されております。貸切バスの新運賃料金制度は、それまで選択制であった時間制運賃とキロ制運賃を合算する体系を導入するなど、平成24年に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、事業所の経営、

労働環境改善と安全の徹底を図ったものでありますが、回送時間や回送距離も運賃に反映されるため、場合によっては運賃が倍増するという事例も見受けられるところであります。

スクールバスも貸切バスの運賃料金制度が適用されることから、例えば当市の小・中学校を対象としたスクールバスの運賃経費も本年度は昨年度の約1.3倍となる1億200万円超を予算計上しておりますように、教育関係への影響も大きくなってまいります。

しかし、スクールバスは朝夕の運行に限られ、また走行時間も片道最大で1時間半程度であることから、通常の貸切バスの運用とは本質的に異なるものと認識しているところであり、そのため私は本年2月及び4月に国土交通省東北運輸局を訪れ、教育に利用するバスについては地理的特性や交通環境など地域性を考慮した対策と、通学や学校行事など教育関係の利用に配慮した措置をお願いしたい旨を申し入れたところであります。

国土交通省東北運輸局からは、当該案件を既に本省に報告するとともに、今後本省内の検討に加え、文部科学省及び総務省にも対応を申し入れていく旨の連絡を受けているところであり、引き続きその経過を注視してまいりたいと考えております。

今回は、路線バスの利用が困難である等の理由から、スクールバスを利用せざるを得ない生徒の世帯の負担が増大したわけではありますが、一方で路線バスや鉄道を利用して通学する生徒を持つ世帯の負担もまた大きいものがあります。

このことから、議員ご提案の支援制度を導入する場合、スクールバスの利用者に限らず、路線バスや鉄道などの利用者にも配慮する必要があると思いますものの、当然ながら財政負担も相当額に及ぶものと予想されることから、十分な検討を要する事項であると考えておりますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

次に、空き家対策につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 目時議員のご質問にお答えします。

貸切バス新運賃制度運用対策についてのご質問の1点目、小・中学校の教育活動への影響に対する対策についてであります。議員ご指摘のとおり、貸切バスが新運賃制度となり、市内小・中学校でこれまで行われてまいりました教育活動が影響を受けていることは認識しております。

小学校では、社会見学や下北自然の家への宿泊研修及び水泳教室やスキー教室などで、中学校では部活動の遠征や総合的な学習の時間での利用において影響を受けております。また、小・中学校ともに遠足や修学旅行においてはバスでの移動が不可欠であることから、日程、目的地等に少なからず影響が出ることも否めないと認識しております。

これらの教育活動は、いずれも児童・生徒にとって教室だけでは学ぶことのできない貴重な体験活動の機会であると認識しており、バスの運賃が高騰したとしても、バス利用を全て廃止することは教育活動を進める上で困難なことであります。

そこで、学校といたしましては、バスの台数を可能な限り減らす、列車を使える場合は列車に切りかえる、修学旅行での宿泊先を変更する、部活動の遠征ではマイクロバスをレンタルするなど自己負担をお願いする部分で家計への影響を極力抑えるよう努めておりますが、保護者に理解を求め、やむを得ず諸会費や生徒会活動費、参加者の個人負担分を値上げさせていただいているのが実情であります。

このような状況ではありますが、学校統合によ

り運行しておりますスクールバスの契約については、貸切バスの新料金制度の導入が確定した昨年度中から今年度の新料金制度に対応した予算措置を講じることができましたことから、従来どおり保護者の負担を求めることなく、今年度も運行が可能となっております。

また、要保護・準要保護家庭の児童・生徒に対しましては、就学援助費支給事業に伴い、宿泊を伴う郊外活動費及び修学旅行費が全額支給となっていることから、こちらも家計の負担は避けられております。

さらに、宮下市長自らがたびたび国土交通省東北運輸局に出向き、当市の負担や保護者の負担が増加している現状を訴え、対策を求めているところでございます。

教育委員会といたしましては、保護者の皆様に負担の増加をお願いしている現状に鑑み、学校には今後ともできる限り家計への負担を増加させない工夫をしつつ、家庭への負担をお願いせざるを得ない場合には、保護者の皆様との十分な対話によって理解が得られるよう努めていただくことを要請してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 空き家対策についてのご質問にお答えいたしますが、既に菊池議員、浅利議員及び濱田議員からご質問いただいているところであり、答弁が重複いたしますことをご了承承願いたします。

市がこれまで町内会や一般市民の皆様からの情報提供により把握している空き家は、6月1日現在605棟であり、そのうち倒壊の危険があると思われる空き家は102棟となっております。今般全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法は、市の空き家等の適正管理に関する条例より上位の法律であり、規定されている措置内容も条

例を包含していることから、今後は特別措置法に沿った措置を講ずることとしております。

なお、今後の条例の取り扱いにつきましては、全国的に見ても条例を改正する自治体がある一方で、条例の廃止や条例制定を見送る自治体もあることから、廃止も視野に入れつつ検討していくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきたいと思えます。

まず最初は、原子力行政についてであります。その一つは、前回の私の質問に対して、港湾やヘリポートなどの整備については避難に適している港湾施設や場所を選定した後に具体化されるとの答弁でありました。選定場所に当たって施設整備、避難対象者、輸送経路、所要時間などの対策が必要となるわけではありますが、選定に当たって、これらのことも検討されているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

避難に適している港湾施設やヘリポート等の選定、そういうことにつきましては、今現在県や市町村地域防災計画で明記されている場所を中心に選定されるものと考えておりますが、現在県の移動対策検討部会において詳細検討中でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今答弁をいただきましたが、県の検討会を待っての本市での避難計画の検討ということに、後での検討ということをしてできるだけ先行した形の中で検討を行っていただきたいということを申し述べておきたいと思えます。

それでは、次の質問であります。原子力災害等も含めた防災行政用無線の点検や改善をこれま

で数度となくそれぞれの状況に応じて改善を図ってきているわけですが、現段階においても市民の方々から、よく防災行政用無線が聞こえない、聞きづらいとの声が数多く寄せられているわけがあります。それは、最近の住宅は新築、改築なども含めて気密性が高くなっている状況が大きな要因になっていることも推測されますし、風向きによる影響も予想されるわけがあります。したがって、新たな対策を講じる必要は私はあるのではないかということをおっしゃっているわけですが、現状のこのようなことについて、どのように市は認識をされているのかお伺いをいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

防災行政用無線の対策につきましては、これまでも地域の皆様方からのご要望により継続的に対応しており、屋外局の新設、老朽化した機器の更新、遠隔制御装置の設置など、市内各地区の難聴区域の解消に努めてきたところでございます。

防災行政用無線と難聴区域における戸別受信機の併用が効果的な情報伝達の一つの方法であろうと考えておりますけれども、今戸別受信機を整備しても、近い将来見込まれる市内4地区の周波数の一元化、またデジタル化などにより使用できなくなる可能性も懸念されることから、戸別受信機の導入につきましては、今後効率的な整備方法等を慎重に見きわめながら検討を進める必要があると考えています。

このようなことから、災害時には広報車、防災・かまふせメール、エリアメール、ツイッター、エフエムアジュールなどあらゆる手段を講じて周知することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今答弁をいただきましたが、アナログからデジタル化になっていった場合に、

それぞれの戸別の受信機等も含めて整備をしていくとなると、相当な資金が必要になってくる、このようなことが想定をされるわけであります。したがって、私はこのことを見通した場合に、年次計画的な具体的な対策をしていく必要があると思いますので、この点も含めて今後鋭意検討していただくよう要望しておきたいと思ひます。

さて、県は平成26年と平成25年の2カ年にわたって過去に青森県周辺で発生した大地震及び東北地方太平洋沖地震の特徴をもとに、現在の知見で考え得る最大規模の地震津波を太平洋沖合、日本海沖合及び陸奥湾内での地震津波を想定した調査を行い、その結果原子力施設周辺の震度は最大で6強から7との予測結果が示されております。したがって、3.11で想定していなかった津波の高さでの災害事故を教訓にしながら、備えあれば憂いなしの言葉にありますように、あらゆる可能性を想定した対策を講じていく必要があると思ひますが、この点について再度お聞きをしたいと思ひます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

市では、あらゆる災害を想定して各種ハザードマップの作成、災害時備蓄品の整備、海拔表示の設定など、市民の安全安心を確保するための対策を講じてきているところであります。市の対策も重要ではありますが、東日本大震災を初めとする過去の大規模災害の教訓として言われているのが自助、共助の重要性であります。自助、共助は、身をもって体験してもらうことが重要であることから、毎年度実施している市の総合防災訓練において地域住民による住民避難誘導訓練、住民初動対応訓練などを取り入れているところであります。また、東日本大震災でも見られたように、津波による被害が甚大であったことから、平成24年3月11日には沿岸地域住民を対象に、県主催の津波避難情報は

伝達訓練を実施しておりまして、本年も10月31日に大畑漁港をメイン会場に、津波被害が危惧される関根地区から大畑地区の沿岸部住民を対象に行う予定であります。

なお、本年の訓練は、平成23年に制定されました津波対策の推進に関する法律に基づく11月5日の津波防災の日を中心として、昨年度から国が実施している地震津波防災訓練の対象地域10エリアのうち東北エリアから当市が選定されて、内閣府の協力を得て、国と市共催の地震津波防災訓練を実施することとしたものでありますので、多くの住民に参加していただければと考えております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） この項での再質問の最後になりますが、東通原子力発電所は現在ご承知のように、原子力規制委員会で新規規制基準適合性審査が行われておるのでありますが、6月12日東北電力は県と東通村に対して、目標としていた来年3月の再稼働時期を、再稼働の前提となる原子力規制委員会の安全審査の長期化が避けられないとの判断をして、2年後の2017年4月以降準備が整った段階での再稼働を目指すことを伝えたという報道がされておるわけであります。避難計画については、規制委員会の審査対象には含まれていないのであります。したがって、住民の安全安心を担保するためには、実効性ある避難計画策定前に再稼働することがないように安全協定を締結すべきと思うのでありますが、このことについて市長はどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思ひます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

安全協定につきましては、原子力施設が立地される際に、地元の道府県、立地市町村及び隣接市町村と原子力事業者の間で締結される協定でありますので、当市の場合、東通原子力発電所につき

ましては隣接市となることから、平成16年3月29日、青森県を立会人として、同じく隣接町村である横浜町及び六ヶ所村とともに東北電力株式会社と安全協定を締結しておるところでございます。

なお、再稼働に際しての安全協定の締結は、想定されておりません。

避難計画につきましては、現在原子力施設周辺の防災対策として内閣府が担当しております。原子力規制委員会は、新規制基準適合検査を行う機関でありまして、避難計画及び適合審査はそれぞれの府省で十分精査されているものと認識しております。

現在国における避難計画の検証体制につきましては、平成25年9月、内閣府が実質的な事務局である原子力防災会議において、関係自治体の避難計画作成時等に関係府省が全面的に取り組むことが決定され、原子力発電所のある東通地域を含む13地域に中央の関係省庁、原子力防災専門官、地方支分部局、都道府県及び関係市町村から成るワーキングチームを設置し、国と自治体が一体となって計画の策定、充実に取り組むとの方針が打ち出されております。

本年3月には、ワーキングチームの機能を強化し、地域原子力防災協議会に名称を変更するとともに、各地域にしっかりと定着させるため、同協議会で行う国の取り組みの防災基本計画への位置づけが明確になっております。この防災基本計画では、同協議会は要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等について検討を具体化する作業を行い、各自治体の地域防災計画や避難計画に係る具体化や充実化を支援することとされております。

さらには、避難計画を含むその地域の緊急時における対応策について、国の指針に照らし具体的

かつ合理的であるかを同協議会において確認し、この確認結果が内閣府を通じて原子力防災会議に報告される仕組みになっております。このように国がしっかりと避難計画を総合的に検証し、確固たるものとしていくことは必要不可欠なものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 私は、この避難計画について、3月の議会でも質問をさせていただいております。今市民の方々が心配しているのは、東通原発なり六ヶ所の核燃施設なり、大間の原発が稼働した場合に、万が一災害が発生する、事故が発生した場合にどこにどのようにして避難をするのかということが一番不安になっているわけでありまして。市民の皆さんは、その不安を取り除いてもらいたいという声を発していくのはむつ市なり市長なわけでありまして。そういう面では、今回もこれまでの答弁の中で、私は国や県の施策については当然のこととして国民の命を守る視点で検討を鋭意してもらいたいわけでありまして、市民の命を担保しなければならないのは市であります。このことについて強く申し上げながら、今後具体的に市民の安全安心をつくっていただくことを重ねて要望しておきたいと思っております。

次は、貸切バスの新運賃制度について、再質問をさせていただきます。先ほどの市長の答弁の中で私が捉えたのは、このことによって家庭の皆さんが、学校が大変財政的な問題を抱えながら、その心配をしている、このことについては大きく受けとめをいたしました。しかし、市の財政事情から多額の経費が伴うという、こういう答弁から、現段階では難しいとの答弁であったわけでありまして。今回の新運賃制度の前から高等学校が運行するスクールバス利用負担金を含め、公共交通機関の定期券購入、そして1カ月1万円を限度とした助成や下宿、またはアパートで生活している保護

者への補助など、全国の多くの自治体で支援策が講じられています。

また、本市に隣接をしております東通村は、昭和43年にこのことについて条例を制定し、高校通学生が路線バス、貸切バスいずれの利用者に対してもその世帯に費用の半額を交通費給与として支給をしている実態にもあるわけであります。

本市は、県内10市で一番の行政面積を有している市であります。そのようなことから、通学範囲が広がっておりますし、中には下宿をしている生徒もあるわけであります。少子化、高齢化による人口減少が全国的な課題となっている中で、県は国のまち・ひと・しごと創生戦略会議の青森県版の長期人口ビジョンの策定に向けて対策推進本部を設置いたしました。むつ市も定住自立圏を形成する総合戦略の策定に向けて検討を行っているのですが、人口減少の要因の一つに若者の都市への流出がある中で、このむつ市で頑張り、子育てしている方々に対して手を差し伸べることが人口減少対策として必要と考えるところであります。そのようなことから、まち・ひと・しごと創生事業に通学支援対策を検討する考えがないかお尋ねをいたします。

さらに、先ほどの答弁にありました財政的な援助については、金額的な部分についても含めて、その方向で今後具体的にどれぐらいの金額を助成できるのか、補助できるのかについて検討をする用意があるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

東通村は村内に高等学校がないことから、議員おっしゃったように昭和43年に条例を制定して、自宅から通学する生徒に対し、交通費の支援を行っております。具体的には、スクールバスあるいは路線バスの年額運賃の半額を限度に助成するも

ので、自転車その他による交通費に対しても同様の支援があるということをご存じしております。東通村と同様の通学支援体制を考えるべきではないかとの趣旨のご質問であろうと思っておりますけれども、東通村は高等学校が立地していないということや集落が点在しているという特殊な事情等にあるため、長年にわたり支援してきたものと認識しております。

むつ市には、4つの高等学校がありまして、進学したい高等学校を自由に選択できる状況にあるわけで、東通村とはちょっと状況を異にしているということもありますし、さらに助成を考える場合には、スクールバスの利用者に限らず路線バスや鉄道などの利用者にも配慮する必要があることから、繰り返しになりますけれども、十分な検討を要する事項であろうと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 部長、東通村は確かに我々も隣接ですから、実態はわかっています。村に高等学校ないのはわかっているのです。

合併して10年になります。旧むつ市に高等学校が集中し、あとは旧むつ市以外は川内高校しか現在ありません。県がそういう中で、高等学校再編計画の中で、先ほど演壇で申し上げたように、大畑高校が田名部高等学校の大畑校舎になり、そして大畑校舎が今年3月で閉校になって、私は先ほど言いましたように、少子化対策の一つとして、ああ、むつ市で子供を育ててよかった、親御さんたちにこういう気持ちになってもらえるような対策というのは、私はスローガンだけではなくて、「こどもは地域のたからもの」、このスローガンの具現化の一つとして、金額は私は求めません、先ほど言ったように、今のところは。しかし、そのことについて、前向きな検討をするということは必要ではないですか。再度お聞きをします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ここで育ててよかったというふうな形でのやはり「こどもは地域のたからもの」ですから、切れ目のない子育て支援というものは私も必要だと思いますし、むつ市としてはこれをしっかりとやっていきたいということは、思いは一緒であろうかというふうに思います。

ただ、スクールバスについての補助については先ほど私の答弁の中で申し上げましたとおり、この料金改定自体が少し不合理な部分があるのではないかというふうに考えておりますので、これに助成を考えるとというよりは、まずこの制度改正についてチャレンジをしていきたいというふうに考えています。

今実際我々むつ市もこういう状況でありますけれども、昨日行われた国会議員への市長会の要望の中では、同様の要望をつがる市もしておりました。ですから、こういった仲間というか、市と連携をして、この声を強めていって、何とかもとに戻すというか、今以上に少し料金が下がるような仕組みづくりに取り組んでいただけるよう引き続き国土交通省のほうに要望してまいりたいと思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 市長は、就任する前に国土交通省におりましたから、その経験なりノウハウを含めて、先ほどの答弁の中で2月に陳情してきたと、私はこれに拍手を送りたい。しかし、そういう中で、国がこの新運賃制度について、家庭の負担が軽減できるようなことは今後も含めて一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。しかし、一方では、先ほど言ったようなことをあわせて検討していくということを再度強く要望して次に移りたいと思います。

空き家対策です。あと2分しかありませんが、

簡単に。この空き家対策の中で特定空家、特にこれまでの状況の中で、法人の建物、旧法人の建物、しかしその法人が、会社等が倒産して、そして債務の不履行があったことから銀行管理になっているやの建物も空き家としてあるという認識をしています。本来所有者である銀行が、その空き家の解体等も含めてやるのは当然だと思うのですが、なかなか進んでいないのではないかとということから1点お伺いしますが、これらの空き家に対して銀行管理されている空き家、これは金融機関に対してどのような対策を講じてきたのか、1点、時間がありませんから、お伺いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） これまで本市において対策を講じてきているのは、あくまでも条例に基づいた手続を踏まえて実施していたわけでございまして、一般の民家的な建物で危険の度合いの高いものについての対応をしてきたわけでございます。銀行管理になっているような建物ということに限定せずに、そういうふうな状況を捉えながらやってきたわけでございまして、その銀行のほうにどういうふうなアプローチをしたのかということについては個々のケースに当たりますので、答えを差し控えさせてもらいたいと思います。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎半田義秋議員

○議長（山本留義） 次は、半田義秋議員の登壇を

求めます。16番半田義秋議員。

(16番 半田義秋議員登壇)

○16番(半田義秋) 「菜の花や月は東に日は西に」、思わずこの句が口から出る日の長い時期になりました。自由民主党、自民クラブ所属の半田義秋です。

先般行われた青森県知事選挙において、4期目を目指した自民党推薦の現職の三村申吾候補が圧倒的な県民の支持を得て当選されました。自民党員として、また三村申吾むつ市川内地区の後援会長として、むつ市民の皆様がこの場をかりて厚く御礼申し上げます。

彼の3期12年間の実績と行動力が有権者に認められ、あのような彼自身の今までの最高得票数としてあらわれたものと思います。早口でおちょこちょいなところがありますが、それが三村知事のいいところであり、皆に好感が持たれ、実直で、何より県民の幸せを思っている方ですから、必ずやこの4年間青森県のために頑張ってくれるものと確信しております。

それでは、むつ市議会第224回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。亡き杉山、宮下両市長とは、たびたび議論を交わしましたが、現宮下市長とは初となります。前からこういう場を楽しみにしておりました。私の息子より年下の市長と果たして議論がかみ合うのかどうか心配ですが、よろしく願い申し上げます。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。この質問は、金曜日に同僚の浅利議員が質問し、重複すると思いますが、議長に前もって通告しておりますので、新鮮味に欠けるとは思いますが、違う角度で質問したいと思っております。

宮下市長は、この6月定例会でちょうど就任1年目を迎えられます。いわばワンサイクルしたことになり、市長としての公務、市としての行事、各議会、市内各地の行事や催し物を一通り経験し

たこととなります。実際この1年、これらの公務を遂行していく過程では、体の休まる暇もない激務の毎日であったろうと推察されます。そのうえ、市を取り巻く数々の問題が山積しており、市長としての休まる日がなかったことでしょう。でも私は、浅利議員みたいに同情はいたしません。このことは、全国自治体の長が負うべくして負うところの宿命でありまして、ましてあなたは亡き父の跡を継ぎ、ふるさとむつ市のために市の発展と市民の暮らしの向上を市民と一緒にやっていくという強い決意のもと市長に立候補し、見事に当選されました。しかも、得票率が75%を超えるというものでした。このように多くの市民が若きリーダーに期待しているということを思うとき、つらい、きついとは言いづらいと思いますが、いかがでしょうか。そこで、就任1年を経過した時期の実感と今後3年間の政治姿勢についてお伺いいたします。

2点目、今青森市では、副市長2人制が議会で論議されております。当むつ市でも合併した当時、時の杉山市長が参与制を議会に提出し、議会で否決された経緯がございます。864平方キロメートルという青森県一広い行政面積を持ち、しかも合併後10年といえども、いまだに田名部地区、大湊地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区にそれぞれの行事や催し物が現存し、それらが開催されるに当たっては、市長、副市長の出席を心待ちにしている現状を考えれば、体が幾つあっても足りません。そのほかにも、市政は内外とも多忙であり、市長と副市長2人だけではこのような多忙な公務をこなせないと思っております。前市長、前々市長と連続で現職中に急逝されるということを考えたとき、副市長2人体制をそろそろ考えたほうがよいのではないかと思います。市長の所感をお伺いいたします。

2問目に移ります。地方創生についてでありま

す。政府の地方創生施策に関する2016年度の予算編成の指針となる基本方針の素案が今月の11日に明らかになりました。閣僚や有識者によるまち・ひと・しごと創生会議の内容が今月の下旬に正式に決定します。素案を見ると、地方の人たちが力を合わせてその地域を創造すれば、国はそれに対し助成するというものです。そのほかにも高齢者の地方移住推進や、環境産業において外国人旅行者を地方に呼び込む施策をした地域に手厚く助成するというものであります。そこで、当市では国から応援してもらえるいいアイデアはあるのかお尋ねいたします。

3点目に入ります。廃校後の処置について質問いたします。小・中学校の一貫教育や統廃合により廃校になった小・中学校がむつ市管内に多数出現しました。廃校になった学校には、まだ使える建造物や篤志家からの寄贈物、歴代の校長先生の写真、卒業生によるタイムカプセル、記念樹や記念碑など、遺物が数多くそのままの状態に置かれております。記念樹や開校記念碑などは現在地にそのままいいのですが、歴代校長先生の写真や校旗、トロフィー、校歌をつづった額などは資料館をつくり保存してはいかがでしょうか。そして、いまだに使えるような建造物や篤志家からの寄贈物は新たな学校に移設してはどうか、それらについてお尋ねいたします。

次に、経済の活性化について質問します。むつ市は、下北地方の中核都市であります。そこで、むつ市を含め下北全体の経済活性化について質問します。

経済の活性化、地域の活性化が叫ばれてから何十年も時がたちましたが、年々減少していく人口、交通の不便さを考えるとき、容易なことではないことは私自身よく知っております。旧川内町時代から議員をやらせてもらい、また平成17年から市会議員として数えて16年、また川内町商工会長と

して就任してから丸12年、常にこの問題に取り組んでまいりました。残念ながら、現状維持どころか、私の考えている地域の活性化とはほど遠いというのが現実であります。

私は議員になる16年前までは、仕事で日本各地を駆け回っておりました。そして、仕事の合間を見ては、当地を観光して回り、そして気づいたのは、手つかずの自然が残っているのは北海道の一部とここ下北半島だけだということです。これを有効に使わない手はないと考え、これからの下北の観光は、この手つかずの自然を利用することだと考えたのです。しかしながら、幾ら手つかずといっても交通アクセスだけは整備しなければ観光客は来ません。

私は、議員生活16年の間、県、市、古くは町に交通の整備を促してまいりましたが、望みの半分にも達していないのが現状であります。見て、食べて、泊まって、お土産を買ってもらう、これが観光産業の産業たるゆえんですが、下北半島の観光は、残念ながらまだそこまではいっておりません。

市長は就任以来、観光の拠点として安渡館や、残念ながら余り海は見えませんが、海望館の建設、クルーズ客船の誘致などを行いました。それはそれで評価します。ただ、費用対効果が上がっているかどうかはこれからの問題になるでしょう。観光に生きる、これが私の持論ですが、市長のお考えをお聞きしたい。

それに加えて、ここ下北では農林水産業、いわゆる1次産業の進展にも力を入れていかなければなりません。それはなぜか。見るのはただの観光、食べる、その資源を提供するのが1次産業、お土産をつくるのが2次産業、泊まってお土産を買ってもらうのが3次産業であります。観光と1次産業は相反するものではありません。一体となって進めなければならないと思います。

私は6年前、当時の川内町漁協の今は亡き船橋組合長さんとこのことについて話し合い、漁業経営者を商工会員として迎えることにいたしました。つまり掛けるのではなく、1足す2足す3イコール6の違う意味での6次産業を目指したのです。それに市から温泉施設や道の駅の指定管理を受け、地域の活性化を目指しましたが、例の3.11の東日本大震災が発生し、いまだに軌道には乗っておりませんが、ことしから徐々に回復の兆しが見えてまいりました。

それに、下北には、中央から見ると手の出るような食材がたくさんあります。ついこの間も有名な中国料理の料理長さんが食材探しに参りました。また、先ほど東健而議員がナマコの「このこ」、「このわた」が最高級品であることが証明されました。このこととあわせて、市長の観光と1次産業、6次産業化、つまりむつ下北地方の経済活性化をどのように考えているのかお聞きします。

最後の質問に入ります。認知症高齢者についてであります。私が所属している民生福祉常任委員会で先般行政視察において四国の今治市で行っている認知症高齢者と見守りネットワーク事業を拝聴し、質疑応答してまいりました。今治市では、65歳以上の高齢者の12%を超える方に認知症が見られることから、平成27年1月、協力機関や地域の方々による日々の穏やかな見守りと行方不明高齢者等の早期発見、早期対応のため連携を図る認知症高齢者等見守りネットワーク「いまからネット」に取り組み、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しているそうですが、その内容は認知症高齢者と見守り事業、2番目として認知症サポーター養成事業、3番目、徘徊高齢者等SOS事業の3つで構成されており、協力いただける地域の方々や協力機関が何か異変を感じたり気になる方を発見した場合には、専門の相談機関へ連絡していただき、連携して速やかに対応で

きる仕組みをつくり、徘徊等によって行方不明が発生した場合には、情報提供等により早期発見ができるという内容であります。

そこでお尋ねします。むつ市で知っている限りでよろしいですから、認知症高齢者が何人ほどいるのか、またその対応として当市では何か対策を立てているのか、もしそのような対策がなかったらつくる考えがあるのかお尋ねします。

以上、壇上からの質問とします。前向きで明快なご答弁を期待して終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 半田議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の1点目、就任1年を経過した時期の実感と今後の政治姿勢についてお答えいたします。

冒頭半田議員から、知事選挙のお話がありました。この1年で自分自身の選挙、衆議院議員選挙、県議会議員選挙、そして県知事選挙と、直接、間接に4つの選挙を経験させていただきました。その中で常に問題にされていたのが投票率の低下だったと思います。結果として、昨年のむつ市長選挙は52.98%、衆議院議員選挙は52.66%、県議会議員選挙は51.08%、そして県知事選挙は43.85%となりました。先日行われた県知事選挙は、4年前の選挙を2.33ポイント上回ったものの過去3番目の低さとなり、また衆議院議員選挙は戦後最低、県議会議員選挙も戦後最低を記録しました。恐らくこの低投票率という傾向は続いていくでしょうし、私と同様の、また私より若い人たちを中心に顕著にあらわれていることだと思っております。

このことは、言うなれば政治離れが進んでいるということと同義であります。政治が市民の皆様の生活とどこかかけ離れたところにあり、政治家の仕事が自分たちの生活を改善してくれないので

はないかという諦めの感を端的にこの数字が物語っているのではないかと考えております。

こうした市民の皆様への政治離れに対して、投票率の向上ということでさまざまなキャンペーンが打たれています。私としても、今回の県知事選挙においては、市民協働まちづくり会議での提案を受けて、マエダ本店における期日前投票所の設置を強力に推進したわけではありますが、そういった技術論的な解決方法ではなく、根本的な解決方法が必要なのではないかと考えております。すなわち、市民の皆様への生活と政治が近いところにあるということをも市民の皆様と協働という形でさまざまな行政課題を解決していく時代であるということの結果を出しながら示していく責任が私にはあるのだということをしっかりと認識しなければいけないと考えております。

例えばおでかけ市長室、町内会イキキふれあいトーキング、ご近所知恵だし会議、市長への手紙等でご意見、ご要望をお受けする機会が多くございます。先般行われました川内地区の町内会イキキふれあいトーキングでは、廃校になった学校に卒業記念作品や生徒がつくった版画等、そして地域にゆかりのある品が今も残されていることから、この思い出の品を集めてどこかに保存、展示できないものかという地域の方々の願いを知りました。私は、この地域を愛する思いを大事にし、何とかしたいと思いましたし、地域の方々と心をつなげて知恵を出し、工夫をし、汗をかけば、何らかの形で実現できるものと考え、その場ですぐに職員に指示をし、調査を開始したところであります。

この例のように、少しずつとは思いますが、確実に市民の皆様への知恵とご協力をいただきながら、さまざまなご意見、ご要望に応えつつ行政を前進させてまいりたいと考えております。

こういった政治に対する姿勢、私自身は政治の

力、つまりは民意の結集としての力を信じておりますし、政治家としての私は常に民意を反映するための器であって、それ以上でも以下でもないということをも信条にしつつ、そしてそのことを忘れずに謙虚に感謝の気持ちを持って仕事をしていきたいと考えているところであります。

ご質問の中で、きついか弱音を吐くな、というような激励をいただきました。弱音を吐いたことは私の記憶にはございません。そんなことを言っている場合ではないということは、浅利議員への回答で述べたとおりでございます。どんなにきついても弱音を吐かず、気合いを入れて行動し、結果を出し続けるスタイルを今後も続けていくことで、より多くの市民の皆様からむつ市長の器であると認識していただけるよう研さんを積んでまいりたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、副市長2名体制についての所感を聞きたいについてであります。市政運営を進めるに当たり、マネジメントの強化を図ることは非常に重要であると認識しております。現在副市長の役割といたしましては、市長を補佐し、市長の命を受けて、政策、企画をつかさどり、市の各組織が行う事務を監督するとともに、対外的政策課題への対応などが主な役割となっております。このような役割を担うため、単に行政内部事務を分けて担務させるためにその体制を2名にすることは、将来的に状況が変わった場合はともかく、現状ではその意義づけが難しく、事務の迅速化の観点からも逆行する組織になる可能性があり、議会の皆様そして市民の皆様にご理解いただくことは難しいものと考えております。

しかしながら、マネジメントの強化につきましては、時代の変化を敏感に感じ取り、先進的な方向性を指し示すことが求められております。機敏で柔軟な対応が何よりも重要でありますことから、組織経営上の観点、人材、市民目線等から厳

格な判断が必要ではありますが、現在空席となっている政策統括参事の配置などあらゆる可能性を検討しつつ、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地方創生についてのご質問にお答えいたします。地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生法の理念に基づき、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力のある地域社会の維持、発展につながる取り組みを展開するということでもあります。担当大臣である石破大臣は、やる気のある地方自治体や新たな知恵を出そうとする自治体に対し、その創意工夫に応じた支援をしていくべきだと発言しておられます。このことから、本市といたしましても、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略を早期に策定し、取り組まなければならないと考えており、ことし3月には私を本部長としますむつ市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、4月には地方創生に資する施策の提案を庁内に求めたところ、新たなアイデアを含めた提案が多数なされているところであります。

また、地方創生を効果的、効率的に推進していくため、産業界や金融機関など民間団体を対象に総合戦略策定に係る説明会を5月に開催し、民間団体の皆様からの意見を幅広く取り入れるべく施策提案の募集を行ったところであります。

今後提案された施策について検討してまいりますが、国の総合戦略では4つの基本目標、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するを設定しており、本市におきましても、この4つを基本目標に掲げ、むつ市まち・ひと・しごと創生本部に基本目標ごとの4つの部会を設置しております。これらの部会には、民間団体の皆様にも参画していただき、ご協力を賜りながら総合

戦略の策定について9月末を目的として取り組んでまいりたいと考えております。

なお、策定に当たりましては、議会に対しましても素案をご説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

また、地方創生に取り組む自治体に対する国からの支援についてであります。情報支援、人的支援、そして財政支援がなされているところであります。中でも財政支援につきましては、地域の消費喚起や生活支援、また地方創生に向けた先行的な取り組みに対する支援を目的とした地域活性化・地域住民等緊急支援交付金が国の平成26年度補正予算として採択され、これに伴うむつ市の事業としてプレミアムつき商品券発行支援事業や本州でっぺんからの観光プロモーション事業など15事業に対し、総額2億2,218万4,000円が交付決定され、総合戦略の策定に先行して地方創生に取り組んでいるところであります。

この本州でっぺんからの観光プロモーション事業では、「むつとの遭遇！！～6.28むつ市DAY～」と銘打って、今月28日に明治神宮球場で行われますプロ野球、東京ヤクルトスワローズ対読売ジャイアンツ戦に協賛し、最大3万4,000人の来場者に向け観光PRを行うこととしております。私は、先日本件のため石破茂大臣にお会いしてまいりました。むつ市の現状ということでご説明をさせていただいたところでありますが、石破大臣は当市のこのような取り組みに強くエールを送ってください、球場ビジョンによるPR映像への出演も快く引き受けてくださいました。この試合は、BSジャパンで生放送されますことから、インパクトのある異次元の観光PRを行い、むつ市の魅力を全国に発信していきたいと考えております。なお、始球式は私が担当する予定となっております。

さて、現在国は先行型交付金に対する上乗せ交

付金の募集に加え、来年度以降の支援として新型交付金の創設を検討しているところではありますが、当市といたしましては、このような国からの支援を活用すべく、創意工夫しながらむつ市の創生、すなわち将来にわたって活力あるむつ市の維持発展につながる施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、廃校後の処置につきましては、教育委員会からの答弁になります。

次に、経済の活性化についてのご質問にお答えいたします。むつ下北地域は、周囲を海に囲まれ、緑豊かな半島地域であり、また四季それぞれの特色がはっきりしていることから、年間を通じてさまざまな情趣を感じることができる土地柄であります。手つかずの自然、疲れを癒やす温泉、豊かな自然の恵みと生産者の思いが詰め込まれたむつ市のうまい、そして受け継がれる伝統や歴史など、旅に欠かせない資源を数多く有しております。

観光産業は裾野が広く、これらの魅力を飲食、宿泊、交通などさまざまな産業において活用することができ、観光客などの交流人口の拡大は地域経済へ大きな波及効果をもたらせるものと認識しており、重要な施策の一つとして位置づけているところであります。

これまでの取り組みといたしましては、合併以前から各地区の地域特性に合った観光施策を講じてきたものであり、拠点となるハード整備、その機能を生かすためのさまざまなソフト事業を絡めて誘客促進を図ってきたところであります。最近では、平成21年に旧大湊水源地水道施設が国の重要文化財に指定されたことを契機に進めてきた北の防人大湊地区都市再生整備計画において核となる施設であります観光交流センター北の防人大湊安渡館が本年4月にオープンし、地域に新たなにぎわいを創出させたところであり、手つかずの自然を生かすという点においては、来年の認定に向

けて準備を進めておりますジオパーク構想が上げられます。

今後の取り組みといたしましては、交通アクセス面が必ずしも充実しているとは言いがたい本州最北の市である当市へ何百人という大勢の方を一気に呼び込むことが可能なクルーズ客船の誘致に向けたトップセールス、亀戸を会場に開催している“むつとの遭遇” in 亀戸を契機とした東京都江東区との連携事業や、先ほどご紹介した明治神宮で行われる観光PR事業などを活用して、当市が有する豊富な観光資源を首都圏へ発信することとしております。

また、9月26日、27日に当市で開催が決定しているあもり10市(とし)大祭典を誘致するなど、さらなる交流人口の拡大を図るべくこれまで以上に攻めの姿勢を打ち出しているところであります。

次に、1次産業の活性化についてであります。基幹産業である農林畜水産業の振興を図るためには、まずは安定した生産供給ができることが重要であると考えております。

農林畜産業では、これまで県や関係機関と連携し、一球入魂かぼちゃ、夏秋イチゴ、アピオス、ワイン用ブドウなどの産地づくり、繁殖牛の増頭などを推進してまいりました。水産業では、漁協が行う各種種苗生産、放流事業やナマコ増殖場造成事業などの増養殖振興事業に補助金を交付し、生産量の増大に努めているところであります。この安定生産に加え、商品の付加価値化やブランド化による高価格化も課題であることから、商工連携や6次産業化への支援も必要であると考えております。

当市での6次産業化の事例としては、エムケイヴィンヤード及びサンマモル・ワイナリーのワイン、ボンサーブの乳製品、脇野沢農業振興公社のイノシシ、イノブタ肉、北彩漁業生産組合の海峡

サーモン、川内町漁協の干しナマコ、むつ市漁協のホタテ加工品などがございます。今後期待できる素材としては、日本短角牛の繁殖から肥育、加工、販売までを川内町のエムケイヴィンヤードが取り組みを始めておりますほか、クラウドファンディングを活用した川内ワインの事業規模の拡大計画、川内町漁協で加工した「このこ」について、京都の老舗料亭「木乃婦」から、非常に香りがよく、ほどよく甘い、品質が高いとのお墨つきをいただき、取引が決定したことなどが上げられます。また、大畑地区のホヤ養殖施設から販売促進に向けた加工品開発についても、関係機関と連携しながら取り組んでいるところであります。さらに、横浜市に本店がある高級中華料理店「聘珍楼」がこれまでの干しナマコの取引に加え、下北のネマガリダケや干しアワビに興味を示すなど、1次産業のさらなる活性化につながる動きも活発になってきていることから、引き続き地域産業の持続的発展を図る施策を展開してまいりたいと考えております。

このように、当市では地域経済活性化のため各種施策を実施しており、現在国では新規性や独自性に富んだアイデアの実現に向けて地方が主体的に動けるよう地方創生を掲げ、各省庁が積極的に支援策を展開していることから、さらなる活性化を図るためにも、これに呼応し、地域資源を生かした誘客促進事業や、商品の付加価値化やブランド化への取り組みを検討しているところであります。

地域経済及び産業の活性化を図ることで、それが雇用の増加につながり、ひいては人口減少の歯どめと当市が抱える課題解決に結びついていくことから、引き続き1次産業の支援及び観光施策を積極的に実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、認知症高齢者についてのご質問につきま

しては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 半田議員の廃校後の処置についてのご質問で、廃校になった小・中学校の遺物についてお答えいたします。

市内小・中学校には、卒業記念として作成された作品や、PTAあるいは児童・生徒や学校をご支援いただいている方々から寄贈された記念品が数多くあり、その多くは今も有効に活用されております。寄贈していただいた方々を初め大切に維持管理をしていただいた皆様に厚く感謝申し上げます。

一方、廃校舎にも数多くのもので閉校当時と同じ場所に保存されております。市内18カ所の廃校舎敷地内において、外部には校舎新築時や閉校記念の石碑を初めとした39点の記念品が設置された状態で残っております。景観の日や創立100周年の記念樹なども枯れることなく成長し続けております。これらの学校記念品の中には、樹木のように移設しがたいもの、移設に当たって多額の費用を要するもの、あるいは移設先に相当のスペースが必要となるものが多く、さらには経年劣化による破損が散見されております。このことから、今後の対応につきましては、この記念品等の取り扱いについて厳しい財政状況を鑑み、教育委員会として実施している事業全体の中で重要性、緊急性を総合的に判断していきたいと考えております。その間、当該記念品等については粗末な扱いにならないよう努めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、校舎内にごございます校歌、校長の写真等につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 半田議員の認知症高

齢者について、認知症高齢者等の見守りネットワークに取り組んだらどうかについてのご質問にお答えいたします。

当市の認知症の実態につきましては、平27年4月1日現在で要介護認定を受けている3,489人のうち、日常生活に支障を来すような症状や行動が見られる認知症の方は2,296人おり、65歳以上の人口が1万7,309人ですので、約13%が認知症に該当していると考えております。今後も認知症の高齢者がふえていくと予想される中、認知症の方やその家族が安心して暮らすためには地域の方々により見守りが不可欠であり、日常生活の中でのさりげない見守りの体制づくりが見守りネットワークの基盤となりますので、当市では高齢者等見守りネットワーク事業、認知症サポーターの養成事業、高齢者を見守る各種事業などにおいて、認知症の方を含めた地域の要介護高齢者の見守り体制の強化を図っているところであります。

まず、高齢者等見守りネットワーク事業といたしましては、昨年4月にコープあおもりとの見守り協定締結を皮切りに、本年3月に高齢者等と接することが多い新聞関係、電気、水道、ガスのライフライン関係及び宅配関係などの民間事業者等42社と高齢者等見守りネットワーク事業「みんなで見守る協定」を締結し、地域で見守りが必要な方々に対し、民間事業者が業務の中で行う訪問等の活動を通して高齢者等を見守る体制を確保しております。

また、地域の方々が認知症の方とその家族を温かく見守っていただくとともに、認知症高齢者の早期発見や危険防止の一助となっただけのよう平成21年度から認知症サポーターの養成を行っており、これまでに1,793人が受講しております。この認知症サポーターは、地域で認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり地域支援の基盤となるため、今後もサポーターの育成に努めてまい

りたいと存じます。

さらに、高齢者を見守る各種事業といたしましては、生きがい活動支援通所事業、軽度生活援助ホームヘルプサービス事業、配食サービス事業、災害時要介護者避難支援制度、むつ市地域包括支援センター及びその補助機関であります6カ所の在宅介護支援センターが行う高齢者実態把握事業、民生委員による敬老記念品配付事業を行い、高齢者の状況把握と生活の変化を見逃さないように努めております。

当市といたしましては、これらの事業の推進をなお一層図り、重層的かつ効果的な見守りネットワークを構築することで、認知症高齢者の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 廃校舎にある写真や校歌等の保管についてお答えいたします。

廃校舎には、歴代校長の写真や校歌の額がそのままの状態に保管されております。校歌については、川内小学校では廃校となった学校の校歌を廊下に掲示しておりますが、児童にも学校に訪問される方々からも大変高評価をいただいております。このようなことから、校歌に関しては統合した先の学校に対し掲示をお願いしてございまして、今月中に移動する予定でございます。

他の保管物につきましては、地域の町内会の方々へ打診をし、町内会で思い出深いゆかりのものがございましたら、町内会館等へ保管をお願いしていきたいと考えております。

また、歴代校長の写真につきましては、データ化することで保管が容易に可能となることから、順次データ化を進めていく考えでございます。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 時間が20分ほどしかございませんので、ちょっと質問の順番を変えていきます。

2番目の地方創生について再質問いたします。
先ごろ行われた県の工業会の総会で、東康夫会長という人がいるのですけれども、挨拶の中でこのように言ったそうです。「地方の人たちが力を合わせて創造すれば、その中から新しいものが生まれる。何も中央から創生、創生と言われる筋合いはない」。つまり中央から創生という言葉が出てくること自体が地方にとっては恥ずかしいことなのだ。「ものづくりは地方のほうが力はあるのに、時代のスピードについていけずに、それに対応する努力を怠ってきた結果ではないかと思うのです」と言っておりました。ちょっとだけ行政が知恵と力をかしてくれれば、ものづくり、いわば地方創生ができると思いますが、市長、これについていかが考えていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

地方の人たちが力を合わせてやれば、何も創生ということを行わなくてもいいのではないかとというようなお話だと思いますけれども、私もまさにそのとおりだと思っております。そして、この創生という言葉の意味をよくよく考えてみると、これは恐らく成長という意味であろうというふうに私自身は捉えていますので、このむつ市の成長、とりわけやはり今なりわいとしている1次産業を中心としたこの産業をいかに成長させていくかということを議会の皆様、そして市民の皆様とともに考えていくのが今回の地方創生だというふうに考えております。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） さすが市長ですね。よくとっさにこういう答えが出るものだと感心しました。

好奇心や外に向かって挑戦する心、今我々に大事なものは、それに尽きると思いますし、そういう人たちに行政も後押しをしてほしいなど、そのように思っておりますので、市長、よろしくお願

いいたします。

次に、廃校後の処置について再質問いたします。市や学校で準備、購入したものはいいといたしましても、篤志家からの寄贈物のことを考えると、その人の気持ちを考えると、野ざらしにしておくのはどうかと思います。野ざらしという言葉が悪いならば、そのまま放置しておくのはどうかと思いますけれども、移設にはお金がかかるでしょうが、教育長は一回にでなくて、一つ一つ徐々にやっていくと言いましたが、まずそのようにしてほしいのですけれども。

これは、川内小学校にある二宮金次郎の銅像なのです。これは、大正15年に川内の篤志家の福田さんが寄贈したものです。私も小学校のとき、6年間、この石像を見ながら育ってきました。まだそのままにしてあって、今から五、六年前にその福田さんのお孫さんが、いや、これでは余り傷んでいるなど、また新たにコンクリートで直した経緯があるのです。このようにせつかく、今さら二宮金次郎というわけでもないでしょうけれども、私はやっぱりこういう、この人は私は偉いと思うのだけれども、皆さんがどう思うかということを行ったのです。こういう石像は、確かにこれはお金はかかるのでしょうかけれども、川内の業者も、それなら力をかしてやってもいいよと、そんなにお金かけなくてもやってやるよと言ってきておりますし、ただいかんせんこれは教育委員会のものですので、学校とそれらの業者の人たちと相談しながら、私は早期に移転、移設してほしいなど思っておりますけれども、教育長、いかがでしょう。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

廃校になった学校の中には、そこに校舎があったというあかしのために閉校記念の石碑を設置するという学校もございました。それは、その校舎

が解体されてなくなったとしても、その学校をご卒業された方々がありし日の校舎とともに子供のころを思い出せるような場所にしたいというような思いからであろうというふうに考えています。そのような考え方も、また一つなのかなというふうには思っていますが、いずれにいたしましても、記念品等の移設につきまして希望があった場合には、まずは移設先の学校側の考え方、それから実際に移設するスペース等がどうかといったようなことを考えて、調査しまして、学校及びPTAの皆様方からの合意の上で、さらには市の財政状況を勘案して判断してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 私も壇上では記念樹や記念碑は、それは学校があるあかしとして、そこに残してくださいと言ったはずです。ただ、川内小学校の場合は廃校になったわけではないのです。移転したのですよね。だから、そこにあるものは、やっぱりその今あるところに私は移すべきだと、そのように思っています。廃校になったところは、その廃校の記念としてそこに残しておいても結構でしょう。といっても、川内小学校の場合は移転ですので、教育長、その点を考えてみてください。

それから、次にあります経済の活性化。同じ半島でも、伊豆半島や能登半島と比べても、これはしようがない。だから、近くの男鹿半島や津軽半島と下北半島、この入り込み数がわかったら教えてください。私の知っている限りは、今から五、六年前でも100万人近くぐらいだったのですけれども、現在はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 下北半島地域と津軽半島地域の観光客数について、ご質問にお答えいたします。

平成25年度の青森県観光入込客統計によりますと、まず下北半島地域としてむつ下北5市町村の合計では148万1,000人となっております。また、他方津軽半島地域となります五所川原市、つがる市、今別町、外ヶ浜町、中泊町、蓬田村の6市町村の合計での入り込み数は227万8,000人となっております。この11市町村を個別に比較いたしますと、むつ市が95万人の入り込みがあり、一番多いこととなります。広域周遊型観光を形成するためにも、下北地域全体に多くのお客様が訪れていただくよう、今後もしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 五、六年前から比べると、若干詰まってまいりましたね。もう少し努力すれば、津軽半島と肩を並べるという時期がもう来ると思っていますので、皆さんももうひとつ頑張りましょう、市長。

市長、我々下北ブロックの商工会で各特産品を持ち寄ってお歳暮時期に注文を受け、各地に発送している七宝海事業というのをご存じでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 済みません、もう一度言っただいてよろしいでしょうか。

（「七宝海事業です。七宝海、7つの宝の海」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） 済みません、存じ上げません。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） ご存じないと思います。前の宮下順一郎市長は、よくこれに興味を持ちまして、うちから資料ももらって行って、これはいいことだと、ぜひむつ市でもふるさと納税に関して、3,000円、5,000円とあるのです、それを送りたいと、そのように言っておりましたやさきにああい

うことになりまして、本当に残念であります。

平成26年度は、5,000円のが280個、合わせて147万円、3,000円は100個まで足りなくて90個、27万円ほどの売り上げですけれども、だんだん毎年ふえているのです。だから、これは下北各地区、川内はホタテラーメンとかけいらん、脇野沢はいわし焼干しとか、そういう各地区の特産品を包装して、一つの箱に詰めて各地区に発送している事業であります。ぜひ市長も、資料は幾らでも差し上げますので、これから検討してみてください。

市長、私たちが住むこのむつ下北は、自然ばかりではないのです、人情があるのです。前に海上自衛隊大湊地方総監が着任するときに、このようなことを言いましたね。「私はむつに、下北に行くのが嫌だった。でも、来てみて下北の人情味あふれる人たちに触れ合い、非常にうれしかった」と、このように言いました。そこで市長、むつの三泣きというのを知っていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 一般事務に関する質問ではないと思いますけれども、あえてお答えさせていただきますと、まずは来たくないというふう泣いて、来てみて人の人情に触れて泣いて、そして帰るときには帰りたくないと言って泣く、これが三泣きであるというふうに認識しております。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） さすが聡明な市長ですね。これは、事務と関係ないのではなくて、観光の人情、人間の人情味だから、このようにむつの人には人情があふれている、これも観光の一つの売り物です。ひとつよろしく願いいたします。

それから、認知症についてお伺いします。この質問は、本来なら私は常任委員会でもむべきだなと、そう思っていました、あえて一般質問でやらせていただきました。なぜかという、私たちこの前議会と市民との意見交換会を開催したのは

市長もご存じだと思いますが、その中で議員が行政視察に行って、果たして勉強してきているのかと、それが行政に反映されているのかという疑問、それは当然でしょう、そういう素朴な疑問が出ましたので、私たちは確かに一般質問ではそういう行政視察の件については質問する人は、中にはいますけれども、余りいないと。本当は、本来ならば常任委員会でじっくりと中身の濃い討論をしながら進めていきたいと、そのように思っておりましたが、そういう市民がいましたので、一緒に行った佐賀議員が敬老会、菊池光弘議員が介護支援ボランティア事業を、あえて我々3人が今回この議会でやろうと、そうすると、行政視察はただ行っているのではないのだと、このように勉強しているのだということを知らせるために私はあえて一般質問したわけでありました。本当に保健福祉部長、ありがとうございます。それこそ認知症の応援をしていただきたいと思います。

これは東京なのだけれども、GPS、靴につけるのだそうです。そうすると、どこへ行ったか、もうわかるのだと。ただ、GPSは非常に金がかかるので……

（「何つけるって」の声あり）

○16番（半田義秋） GPS……金がかかるので、一家庭ではちょっと無理だと。そこで行政のほうで、半分とは言わなくても4分の1とか3分の1、8分の1でもいい、8万円ぐらいするのだそうです。そういう補助をしてもらえるかどうか、ひとつ、これは部長は無理だから、市長、GPSの補助を。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

議員の皆様におかれましては、先進的な事例を多く行政視察の中で視察していただけて、それが私はこういう場で議論させていただくことで市政

の前進につながっているというふうに認識しております。

その中で今GPSの先進事例ということでありましたけれども、これは今ご提案いただきましたので、これから財政、もちろんお金がかかることとございます。ですから、そういったことともよく考えながら、研究の一つの材料とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本留義） 16番。

○16番（半田義秋） 市長、早くお願いします。うちも95歳の父親と88歳の母親と一緒に暮らしております。もう認知症予備群でございますので、ひとつ早期にその点お願いしたいと思っております。

最後に、市長の就任1年目の心境をよく聞きました。市長、ここで私一つのエピソード。元沖縄県知事の稲嶺さん、米軍基地を普天間から辺野古に移設する際に心が揺れ動き、どうしたら沖縄県民が幸せになれるか悩みに悩んだそうです。辺野古移転を決めた当時、久間防衛大臣でしたが、その調印式を終え、夜の酒の席上、沖縄の酒泡盛を飲み、久間防衛大臣の前で涙を流しながら、沖縄の民謡、あれ六調とありますよね、六調を踊ったそうです。「調印式前までは、私の心は大嵐だった。しかし、今は一点の曇りもない。晴れ晴れとしている」と言ったそうです。恐らくほっとして思わず涙を流したのでしょう。このように、首長たるもの、時にはむつ市の運命を左右しかねないことがあるかもしれません。しかし、市長、そのときは誰も助けてくれません。しかも、我々も助けることはできません。あなたの決断により決まるのです。そのことを忘れないで、今後の市政運営を頑張っていってほしいなど、そのように思っております。

これで終わります。

○議長（山本留義） これで、半田義秋議員の質問

を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月16日は鎌田ちよ子議員、川下八十美議員、工藤孝夫議員、中村正志議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時09分 散会